# 第5回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

# 1 議案の数及び名称

# (1) 議案の数

種別	専決処分 報 告	予算	条例	その他	<u>≅</u> †
件数	3	2	1 1	9	2 5

# (2) 議案の名称

<専決処分報告>

報告第 1号 専決処分について(尼崎市市税条例の一部を改正する条例)

報告第 2号 専決処分について(尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条

例)

報告第 3号 専決処分について(工事請負契約の変更(港橋耐震補強(その1)

工事))

<予算>

議案第 63号 平成30年度尼崎市一般会計補正予算(第1号)

議案第 64号 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算(第1

号)

<条例>

議案第 65号 尼崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

議案第 66号 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を

改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につい

7

議案第 67号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設

置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 68号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

議案第 69号 尼崎市たばこ対策推進条例について

議案第 70号 尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例について

議案第 71号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例について

議案第 72号 尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市役所支所設置条例を廃止する条例について 議案第 73号

議案第 74号 尼崎市塚口北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す

る条例について

議案第 75号 尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員

会条例について

<その他>

議案第 76号 工事請負契約について(旧聖トマス大学1号館解体撤去工事)

議案第 77号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

議案第 78号 市有地の売払いについて

議案第 79号 和解について(抹消登記手続承諾請求控訴事件)

議案第 80号 工事請負契約について(弥生ケ丘斎場火葬炉設備増設工事)

議案第 81号 工事請負契約の変更について(大庄支所・地区会館複合施設新築

工事)

事業契約の変更について(市営武庫3住宅第1期建替事業) 議案第 82号

工事請負契約の変更について(港橋耐震補強(その1)工事) 議案第 83号

物件の買入れについて(救助工作車(Ⅱ型)) 議案第 84号

#### 2 その他の報告

(1) 平成29年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し

2 2 事業 5,769,811千円

(2) 平成29年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し

159,007千円 2 事業

(3) 平成29年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用

1 事業 346.850千円

(4) 平成29年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業 260,890千円

(5) 平成29年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業 1,393,994千円

- (6) 議会の指定に基づく専決処分
  - ・ 和解及び調停並びに損害賠償の額の決定

交通事故 3件 531,280円

その他の事故 6件 1,769,999円

その他

2件

110,050円

第5回尼崎市議会定例会

# 議 案 説 明 資 料

種	別	専決処分報告	番号	報告第1号	所	管	税務管理課
件	名	専決処分につい	いて (尼崎	奇市市税条例の一部	『を改』	正す	トる条例)

# 内容

# 1 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が平成30年4月1日 に施行されたことに伴い、条例改正を行う必要が生じたが、急施を要したので、専決 処分したもの。

2 専決処分日平成30年3月31日

# 3 専決内容

平成30年度評価替えに伴う固定資産税・都市計画税に関する土地の負担調整措置の継続に伴う改正

- (1) 据置年度(平成31年度及び平成32年度)の土地の評価額について、地価の下落に伴い修正することができる措置を継続する。
- (2) 商業地等に係る平成30年度分から平成32年度分までの固定資産税・都市計画税について、税額負担の上限を評価額の70%とする措置を継続する。
- (3) 用途変更宅地等に係る平成30年度分から平成32年度分までの固定資産税・都市計画税の課税標準額の算出において、平均負担水準方式を適用しない措置を継続する。

# 4 施行期日

平成30年4月1日

改正後 現 行

附則

(<u>平成31年度又は平成32年度</u>における土地の価格の特例)

- 11 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格(以下「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 12 平成31年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地(以下「平成31年度適用土地」という。)又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成31年度適用土地であるものであって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 13 固定資産税の納税者は、その納付すべき<u>平</u> 成31年度分又は平成32年度分の固定資産 税に係る附則第11項の規定の適用を受ける 土地について土地課税台帳等に登録された修 正価格について法第432条第1項の規定に より審査の申出をする場合においては、当該土 地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の

附則

(<u>平成28年度又は平成29年度</u>における土地の価格の特例)

- 1 1 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格(以下「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 12 <u>平成28年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地(以下「<u>平成28</u>年度適用土地」という。)又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成28年度適用土地であるものであって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 13 固定資産税の納税者は、その納付すべき<u>平</u> 成28年度分又は平成29年度分の固定資産 税に係る附則第11項の規定の適用を受ける 土地について土地課税台帳等に登録された修 正価格について法第432条第1項の規定に より審査の申出をする場合においては、当該土 地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の

課税標準の基礎となった価格についての不服 を審査の申出の理由とすることができない。

(商業地等に対して課する<u>平成30年度から平</u>成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

14 商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

(商業地等に対して課する<u>平成30年度から平</u>成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成3</u> 0年度から平成32年度までの各年度分の都 市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定 により算定した税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)

17 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

課税標準の基礎となった価格についての不服 を審査の申出の理由とすることができない。

(商業地等に対して課する<u>平成27年度から平</u>成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

14 商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

(商業地等に対して課する<u>平成27年度から平</u>成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成2</u> 7年度から平成29年度までの各年度分の都 市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定 により算定した税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)

17 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

種	別	専決処分報告	番号	報告第2号	所	管	国保年金管理担当
件	名	専決処分につい	って(尼山	奇市国民健康保険多	€例の	→ 拧	『を改正する条例)

# 内容

# 1 専決理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成30年政令第55号)の施行 により、国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、条例改正を行う必要が生じ たが、急施を要したので、専決処分したもの。

- 2 専決処分日平成30年3月29日
- 3 専決内容

病床転換助成事業の実施期間が6年間延長されたことに伴い、当該助成事業の財源 として各保険者が負担する病床転換支援金等に係る費用を国民健康保険料に含めて 賦課する特例措置について継続する。

4 施行期日 平成30年4月1日 改正後

(保險料の職調

(保険料の賦課額)

第9条 法附則第22条の規定により読み替え て適用する法第76条第1項の規定により被 保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」 という。) から徴収する保険料の賦課額は、 被保険者である世帯主及びその世帯に属する 被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健 康保険法施行令(昭和33年政令第362号。 以下「令」という。)第29条の7第1項第 1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同 じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項 第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額 をいう。以下同じ。) 並びに介護納付金賦課 被保険者(同項第3号に規定する介護納付金 賦課被保険者をいう。以下同じ。) につき算 定した介護納付金賦課額(同号に規定する介 護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算 額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

#### 第10条 略

# (1) 略

ウ 国民健康保険事業費納付金(<u>法附則第</u> 22条の規定により読み替えて適用する 法第75条の7第1項の規定により徴収 される国民健康保険事業費納付金をい う。以下同じ。)の納付に要する費用(兵 庫県が行う国民健康保険(以下「県国保」 という。)の一般被保険者に係るものに限 り、兵庫県の国民健康保険に関する特別 会計(以下「県特別会計」という。)において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高 齢者支援金等」という。)、高齢者医療確 保法の規定による病床転換支援金等(以 下「病床転換支援金等」という。)及び介 護保険法(平成9年法律第123号)の (保険料の賦課額)

第9条 法第76条第1項の規定により被保険 者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」と いう。)から徴収する保険料の賦課額は、被 保険者である世帯主及びその世帯に属する被 保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康 保険法施行令(昭和33年政令第362号。 以下「令」という。) 第29条の7第1項第 1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同 じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項 第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額 をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課 被保険者(同項第3号に規定する介護納付金 賦課被保険者をいう。以下同じ。) につき算 定した介護納付金賦課額(同号に規定する介 護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算 額とする。

現行

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

#### 第10条 略

#### (1) 略

ウ 国民健康保険事業費納付金(法第75 条の7第1項の規定により徴収される国 民健康保険事業費納付金をいう。以下同 じ。)の納付に要する費用(兵庫県が行う 国民健康保険(以下「県国保」という。) の一般被保険者に係るものに限り、兵庫 県の国民健康保険に関する特別会計(以 下「県特別会計」という。)において負担 する高齢者医療確保法の規定による後期 高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援 金等」という。)及び介護保険法(平成9 年法律第123号)の規定による納付金 (以下「介護納付金」という。)の納付に 要する費用に充てる部分を除く。)の額 規定による納付金(以下「介護納付金」 という。)の納付に要する費用に充てる部 分を除く。)の額

#### キ略

(ウ) 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。)及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県国保の退職被保険者等に係るものに限る。)(以下これらの費用を「納付金納付費用」という。)の額

#### (2) 略

イ 法附則第22条の規定により読み替え で適用する法第75条の規定により交付 される補助金(納付金納付費用に係るも のを除く。)及び同条の規定により貸し付 けられる貸付金(納付金納付費用に係る ものを除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 総額)

# 第15条の3の2 略

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床 転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。次号ア及びイにおいて同じ。)

#### (2) 略

ア 法附則第22条の規定により読み替え て適用する法第75条の規定により交付 される補助金 (国民健康保険事業費納付 金の納付に要する費用に係るものに限 る。)及び同条の規定により貸し付けられ る貸付金 (国民健康保険事業費納付金の

#### キ略

(ウ) 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。)及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県国保の退職被保険者等に係るものに限る。)(以下これらの費用を「納付金納付費用」という。)の額

#### (2) 略

イ 法第75条の規定により交付される補助金(納付金納付費用に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(納付金納付費用に係るものを除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 総額)

# 第15条の3の2 略

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。次号ア及びイにおいて同じ。)

#### (2) 略

ア 法第75条の規定により交付される補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

納付に要する費用に係るものに限る。)の額

(介護納付金賦課総額)

# 第15条の4 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替え て適用する法第75条の規定により交付 される補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

(介護納付金賦課総額)

# 第15条の4 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法第75条の規定により交付される補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

種	別	専決処分報告	番号	報告第3号	所	管	道路維持担当
件	名	専決処分につい	)て(工具	事請負契約の変更	(港橋	耐急	<b>豪補強(その1)工事))</b>
				内	容		

# 1 これまでの経緯

本工事は、平成28年6月議会において議決を受けたものである。これまでの契約変更については、次のとおりである。

	C100 D(1) C 40 / C 0/	9 0					
		契約金額	契約工期				
当初契約	平成28年6月議会	232, 675, 200 円	H28. 6. 27~H29. 3. 20				
	平成29年2月議会	313, 519, 680 円	H28. 6. 27∼H29. 9. 30				
第1回変更		(80,844,480 円増)	(6か月工期延長)				
	工事着手前に当初想定	していた施工ヤードの強	度不足が判明したた				
	め、港湾管理者と協議し北堀運河内に仮設構台を設置したもの						
	平成 29 年 9 月	313, 519, 680 円	H28. 6. 27∼H30. 3. 31				
	(工期のみの変更で議	(増減なし)	(6か月工期延長)				
第2回変更	決事項にあたらない)						
	仮設構台の施工中に支	持地盤の強度不足が判	明したため、工事を一				
	時中止し、安全性確認の	のために地盤調査、構造	計算等を行ったもの				
	平成 29 年 12 月議会	430, 349, 760 円	H28. 6. 27∼H30. 3. 31				
第3回変更		(116,830,080 円増)					
知り凹を火	掘削土の仮置き場の増	工、鋼矢板仮締切の施工	実績をもとにした施				
	工歩掛の見直し及び工	事一時中止期間中の経費	やを増工したもの				

# 2 専決理由

平成29年12月議会において、鋼矢板仮締切の施工経費の変更等による費用の増額の議決を得たが、それに伴う5か月の工期延長については、予算の繰越が必要であり、その時点では国庫支出金の繰越の担保がなかったことから、平成30年1月に国庫支出金の繰越の内諾を得た後に、平成30年2月議会において、工期延長に伴う仮設材の賃料等の増額変更を提出する予定にしていた。一方、この増額変更については、工期延長に伴い発生するものであることから、増額変更及び工期延長を同時に行う必要があることに加え、平成28年度予算が含まれることから、この契約変更にあたっては、増額変更、工期延長及び事故繰越手続きを同時に行う必要があった。

また、国庫支出金の事故繰越手続きの際、近畿財務局及び兵庫県から、事故繰越の額を極力圧縮するよう強く指導されたことから、平成30年3月末まで工事を進

捗させることにより出来高による部分払いの額を増やし、事故繰越の額の圧縮に努 める必要があった。

したがって、平成30年2月議会での工事請負契約の変更は行わず、専決処分によって、一連の契約変更及び事故繰越の手続きを同時に行うこととしたもの。

- 3 専決処分日平成30年3月30日
- 4 契約の相手方尼崎市崇徳院2丁目55番地株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣
- 5 契約金額 変更前 430,349,760円 変更後 458,335,800円 増 額 27,986,040円
  - (※ 金額は消費税等相当額8%を含む。)
- 6 契約工期

変更前 平成28年6月27日から平成30年3月31日まで 変更後 平成28年6月27日から平成30年8月31日まで 延 長 153日間

種	別	予算	番	号	議案第63号	所	管	各事業所管課
件	名	平成30年度尼	2崎市-	一舟	g会計補正予算 (第	第1号	글)	

内容

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
206, 600, 000	1, 305, 144	207, 905, 144

# 2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	入	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
県支出金	10, 930	総務費	1, 275, 985
財産収入	1, 263, 785	民生費	29, 159
繰越金	18, 229		
諸収入	12, 200		
合 計	1, 305, 144	合 計	1, 305, 144

# 3 補正予算の内容

不動産売払収入の増に伴い減債基金積立金を増額するほか、母子家庭等医療費助成事業の所得制限基準額の引上げなどを行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

# 費目別事業概要

**1,275,985 千円** 

減債基金積立金

1,263,785 千円

不動産売払収入の増額分(尼崎市立啓明中学校跡地の一部)を 減債基金に積み立てる。

# 特色ある地域活動推進事業費

12,200 千円

地域の活性化と住民のコミュニティ意識の醸成を図ることを目的とする宝くじの社会貢献広報事業による助成金を活用し、西富松福祉会館建替えに対して補助を行う。

**民生費** 29, 159 千円

#### 母子家庭等医療費助成事業費

29,159 千円

児童扶養手当の全部支給所得制限限度額が引き上げられるとと もに、その所得の算定方法が見直されるため、当該所得制限限 度額等を準用している本市の母子家庭等医療費助成事業に係る 所得制限基準額についても引上げなどを行う。

種	別	予算	番 ·	旦	   議案第64号	所	管	公営企業局ボートレース
作生	נינ <i>ו</i>	」, <del>好</del>	<b>H</b> '	7	概米分 4 万	ולז	F	事業部経営企画課

件 名 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

内容

# 1 補正理由

モーターボート競走場施設改修事業に係る費用及び関連する所要の経費を補正するもの。

# 2 補正予算の内容

- (1) 収益的収入及び支出
  - 〇 支出

(単位:千円)

		既決予定額	補正予定額	計
第1	款 モーターボート競走事業費用	40, 080, 600	△1,651	40, 078, 949
É	第1項 営業費用	39, 745, 475	150	39, 745, 625
Ž.	第2項 営業外費用	325, 125	△1,801	323, 324

# (2) 資本的支出

〇 支出

(単位:千円)

	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業資本的支出	556, 275	515, 000	1,071,275
第1項 建設改良費	555, 275	515, 000	1, 070, 275

# (3) 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期間	限度額
モーターボート競走場 施 設 改 修 事 業	平成 31 年度から 平成 33 年度まで	3, 091, 000

種	別	条例	番号	議案第65号	所 管	政策課	
件	名	尼崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について					
	内容						

# 1 改正理由

本市では、第5次となる現在の総合計画の策定後、その進捗確認等を行うため、毎 年度施策評価を実施している。

総合計画をより一層推進していくに当たり、その進捗管理や分野別計画との連携を 強化していくことが必要との課題認識のもと、平成28年12月22日に尼崎市総合 計画審議会(以下「審議会」という。)に対し、「後期まちづくり基本計画の策定」と あわせて「後期まちづくり基本計画の評価等」について諮問し、審議会における慎重 審議ののち、平成30年5月15日に答申を受領した。

答申においては、総合計画の進捗管理手法については、次期計画策定も見据え継続的に検討することが望ましく、その進捗管理には審議会が継続的に関与していくことの必要性が指摘された。

その答申を踏まえ、総合計画の進捗管理の強化に向け、諮問に係る調査審議が終了した時点で解嘱となる現行の規定を改め、審議会の常設化等を行うもの。

#### 2 主な改正内容

(1) 審議会の常設化及び所掌事項の追加

審議会を常設化するため、設置規定を改正するとともに、審議会の所掌事項として「総合計画の策定」及び「総合計画の推進」に関する事項等を追加する。

(2) 特別委員等の追加

総合計画の推進及び次期計画の策定を見据え、審議会がこれまで以上に柔軟に、 調査審議できるよう、特別委員及び臨時委員を置くことを可能とする規定を追加す る。

3 施行期日 公布の日

# 尼崎市総合計画審議会条例

改正後 現 行

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させ るため、市長の付属機関として、審議会を置 く。
  - (1) 市の総合計画(以下「総合計画」という。) の策定に関する事項
  - (2) 総合計画の推進に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に 関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

# <u>第3条</u>

- 2 委員は、<u>学識経験者、市議会議員その他市</u> 長が適当と認める者のうちから市長が委嘱 し、又は任命する。
- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議 させるため必要があるときは、審議会に特別 委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、学識経験者その他市長が適当 と認める者のうちから市長が会長の意見を聴 いて委嘱する。
- 5 特別委員は、第3項の特別の事項に関する 調査審議が終了したときは、解嘱されるもの とする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、 再任することを妨げない。
- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、 又は任命する場合における当該後任の委員の 任期は、前任の委員の残任期間とする。

(設置)

第1条 本市の総合計画に関する重要な事項 について、市長の諮問に応じ、調査審議させ るため、尼崎市総合計画審議会(以下「審議 会」という。)を置く。

(組織)

#### 第2条

- 2 委員は、総合計画について知識経験を有す る者及び市議会議員のうちから市長が委嘱 し、又は任命する。
- 3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

#### <u>第5条</u>

3 会長に事故があるとき<u>又は</u>会長が欠けたときは、あらかじめ<u>会長が</u>指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

# 第6条 略

(会議)

- 第7条 審議会は、委員<u>(特別委員を含む。以下同じ。)</u>の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、<u>出席した委員の過半数で</u> <u>これを</u>決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

#### 第8条

- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議 させるため必要があるときは、部会に臨時委 員を置くことができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、<u>その</u>部会 に属する委員のうちから会長が指名する
- 5 第3条第4項及び第5項の規定は臨時委員について、第5条第2項及び第3項並びに前2条の規定は部会について、それぞれ準用する。この場合において、第3条第4項中「会長」とあるのは「会長及び部会長」と、同条第5項中「第3項」とあるのは「第8条第3項」とあるのは「第5条第3項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条第1項中「委員(特別委員」とあるのは「部会に属する委員(特別委員及び臨時委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、<u>委員(臨時委員含む。)</u>以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な

(会長等)

# 第3条

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けた ときは、あらかじめ会長の指名する委員がそ の職務を代理する。

(招集)

# 第4条 略

(会議)

- 第5条 審議会は、<u>委員</u>の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、<u>出席委員の過半数で</u>決し、 可否同数のときは、会長の決するところによ る。

(部会)

# 第6条

- 3 部会に部会長を置き、部会長は、<u>当該</u>部会 に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規 定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、<u>委員</u>以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出

を求めることができる。 説明若しくは資料の提出を求めることができ る。 (委任) (委任) <u>第10条</u> 略 第8条 略 付 則 付 則 (招集の特例) (招集の特例) 2 最初に招集される審議会は、<u>第6条</u>の規定 2 最初に招集される審議会は、<u>第4条</u>の規定 にかかわらず、市長が招集する。 にかかわらず、市長が招集する。

種	別	条例	番号	議案第66号	所 管	税務管理課	
件	件 名						

# 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の内容等に準じた規定の整備を行うとともに、兵庫県における個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象範囲拡大に合わせ、個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象範囲を拡大するもの。

# 2 主な改正内容

- (1) 個人の市民税の均等割の非課税の判定に用いる金額に10万円を加算する。
- (2) 個人の市民税に関して、前年の合計所得金額が2,500万円を超える者に対しては、所得控除及び税額控除の適用を行わないものとする。
- (3) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長し、平成32年3月 31日までとする。
- (4) 加熱式たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算手法について、段階的に、現行の「重量」を用いる手法から、「重量」及び「価格」を用いる手法へ改める。

# 【参考:「重量」のみを用いる手法と「重量及び価格」を用いる手法の割合】

	H30. 10. 1∼	H31. 10. 1∼	H32. 10. 1∼	H33. 10. 1∼	H34. 10. 1∼
重量のみ	80%	60%	40%	20%	0%
重量·価格	20%	40%	60%	80%	100%

(5) 市たばこ税の税率について、次表のとおり段階的に引き上げる。

	現行	H30. 10. 1∼	H32. 10. 1∼	H33. 10. 1∼
1,000 本あたりの税額	5,262 円	5,692 円	6,122円	6,552 円

- (6) 平成33年3月31日までの間に、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得された先端設備等に該当する機械・装置等について、固定資産税の課税標準額を3年間ゼロとする。
- (7) 個人の市民税の寄附金税額控除の対象に、所得税法上の寄附金控除の対象となる 寄附金(公益社団法人等への寄附金については、租税特別措置法上の寄附金特別控 除の対象となるものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するものを加える。
  - ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
  - イ 市外に主たる事務所を有する学校法人等で、市内に学校等を設置するものに対 する寄附金

#### 3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)及び(2)は平成33年1月1日、2(4)及び(5)は各表に記載する年月日、2(6)は生産性向上特別措置法の施行日。

改正後

(個人の市民税の非課税の範囲)

(個人の市民税の非課税の範囲)

#### 第18条 略

- (2) 障害者(法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)又は寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)(これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(第32項を除く。)において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。)及び扶養親族(同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(税額控除)

#### 第25条

2 所得割の納税義務者が、前年中に次の各号に 掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計 額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得 金額及び山林所得金額の合計額の100分の 30に相当する金額を超える場合には、当該1 00分の30に相当する金額)が2,000円 を超える場合には、法第314条の7第1項及 び第2項(法附則第5条の6第2項及び附則第 5条の7第2項の規定によりこれらの規定を

#### 第18条 略

(2) 障害者(法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)又は寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)(これらの者の前年の合計所得金額(同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)

現行

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の<u>控除対象配偶者</u>(法<u>第292条第1項第8号</u>に規定する<u>控除対象配偶者</u>をいう。以下同じ。)及び扶養親族(同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(税額控除)

#### 第25条

2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314 条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる 寄附金又は租税特別措置法(昭和32年法律第 26号)第41条の18の2第2項に規定する 特定非営利活動に関する寄附金(市内に主たる 事務所を有する認定特定非営利活動法人等(同 条第1項に規定する認定特定非営利活動法人 等をいう。)で市長が指定するものに対して支 出するものに限る。)を支出し、これらの寄附 読み替えて適用する場合を含む。)に規定する ところにより算定した控除額をその者の第2 2条第2項及び第3項並びに前項の規定を適 用した場合の所得割の額から控除する。

- (1) 法第314条の7第1項第1号又は第2 号に掲げる寄附金
- (2) 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金(学校の入学に関して支出するものを除く。)(当該寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ又はニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するものア市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
  - イ 市外に主たる事務所を有する私立学校 法(昭和24年法律第270号)第3条に 規定する学校法人、同法第64条第4項の 規定により設立された法人又は独立行政 法人通則法(平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人で 市内に学校教育法(昭和22年法律第26 号)第1条に規定する学校、同法第124 条に規定する専修学校又は同法第134 条第1項に規定する各種学校を設置する ものに対するもの
- (3) 租税特別措置法第41条の18の2第2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附 金(市内に主たる事務所を有する認定特定非 営利活動法人等(同条第1項に規定する認定

金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、法第314条の7第1項及び第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

特定非営利活動法人等をいう。) に対して支 出するものに限る。)

(個人の市民税の申告等)

第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は 3月15日までに、省令で定める申告書を市長 に提出しなければならない。ただし、第29条 第1項又は第4項の規定により給与支払報告 書又は公的年金等支払報告書を提出する義務 がある者から1月1日現在において俸給、給 料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を 有する給与(以下この節において「給与」と総 称する。) 又は所得税法第35条第3項に規定 する公的年金等(以下この節において「公的年 金等」という。) の支払を受けている者で前年 中において給与所得以外の所得又は公的年金 等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しな かった者で社会保険料控除額(令で定めるもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命 保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控 除額、配偶者特別控除額(同法第2条第1項第 33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に 係るものを除く。) 若しくは法第314条の2 第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれ らと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額 の控除、第19条第8項に規定する純損失の金 額の控除、同条第9項に規定する純損失若しく は雑損失の金額の控除若しくは第25条第2 項の規定により控除すべき金額(以下この条に おいて「寄附金税額控除額」という。)の控除 を受けようとするものを除く。) 及び前年中に おける合計所得金額(青色事業専従者又は事業 専従者を有する者にあっては、青色専従者給与 額(所得税法第57条第1項の規定による計算 の例により算定した同項の必要経費に算入さ れる金額をいう。) 又は事業専従者控除額の控 除前の合計所得金額) が基礎控除額以下の者に ついては、この限りでない。

(個人の市民税の申告等)

第26条 第17条第1項第1号の者は3月1 5日までに、省令で定める申告書を市長に提出 しなければならない。ただし、第29条第1項 又は第4項の規定によって給与支払報告書又 は公的年金等支払報告書を提出する義務があ る者から1月1日現在において俸給、給料、賃 金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する 給与(以下この節において「給与」と総称する。) 又は所得税法第35条第3項に規定する公的 年金等(以下この節において「公的年金等」と いう。)の支払を受けている者で前年中におい て給与所得以外の所得又は公的年金等に係る 所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金 等に係る所得以外の所得を有しなかった者で 社会保険料控除額(令で定めるものを除く。)、 小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除 額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶 者特別控除額若しくは法第314条の2第5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと 併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控 除、第19条第8項に規定する純損失の金額の 控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除若しくは第25条第2項の 規定によって控除すべき金額(以下この条にお いて「寄附金税額控除額」という。)の控除を 受けようとするものを除く。) 及び前年中にお ける合計所得金額(青色事業専従者又は事業専 従者を有する者にあっては、青色専従者給与額 (所得税法第57条第1項の規定による計算 の例によって算定した同項の必要経費に算入 される金額をいう。) 又は事業専従者控除額の 控除前の合計所得金額) が基礎控除額以下の者 については、この限りでない。

- 2 市長は、第29条第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、これらの規定により給支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から同月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものを指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
- 3 第29条第1項又は第4項の規定により給 与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提 出する義務がある者から1月1日現在におい て給与又は公的年金等の支払を受けている者 で前年中において給与所得以外の所得又は公 的年金等に係る所得以外の所得を有しなかっ たもの(前2項の規定により第1項の申告書を 提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控 除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第 8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の 控除又は寄附金税額控除額の控除を受けよう とする場合には、3月15日までに、省令で定 める申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第17条第1項第1号に 掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若 しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収

- 2 市長は、第29条第1項の給与支払報告書又 は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月 31日までに提出されなかった場合において、 市民税の賦課徴収について必要があると認め るときは、これらの規定によって給与支払報告 書又は公的年金等支払報告書を提出する義務 がある者から1月1日現在において給与又は 公的年金等の支払を受けている者で前年中に おいて給与所得以外の所得又は公的年金等に 係る所得以外の所得を有しなかったものを指 定し、その者に前項の申告書を市長の指定する 期限までに提出させることができる。
- 3 第29条第1項又は第4項の規定によって 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を 提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている 者で前年中において給与所得以外の所得又は 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(前2項の規定によって第1項の申告 書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑 損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19 条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条 第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金 額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受け ようとする場合においては、3月15日まで に、省令で定める申告書を市長に提出しなけれ ばならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第17条第1項第1号<u>の者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収

票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第17条第1項第2号に 掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の2 納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他規則で定める事情があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の 特別徴収)

第33条の6の2 納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(令第48条の9の13第3項各号に掲げる者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち、当該納税義務者の前年中の公

票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第17条第1項第2号<u>の者</u>に、3月15日までに、賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の2 納税義務者が<u>当該年度の初日の</u>属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他規則で定める事情があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の 特別徴収)

第33条の6の2 納税義務者が<u>当該年度の初日の属する年の</u>前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(令<u>第48条の9の12第3項各号</u>に掲げる者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者に対して課する個人の市民税

的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の6の5において同じ。)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の6の5 前年の10月1日からその翌 年の3月31日までの間における特別徴収対象 年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割 特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象 年金所得者について、老齢等年金給付が当該年 度の初日からその日の属する年の9月30日ま での間において支払われる場合においては、当 該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税 額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課し た前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴 収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に 係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割 額を第33条の2第1項の規定により特別徴収 の方法によって徴収した場合においては、前々 年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額) の2分の1に相当する額(当該額に100円未満 の端数があるときはその端数金額を切り捨て、 当該額が 100 円未満であるときは 100 円とす

のうち、当該納税義務者の前年中の公的年金等 に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合 算額(当該納税義務者に係る均等割額を第33 条の2第1項の規定により特別徴収の方法に よって徴収する場合においては、公的年金等に 係る所得に係る所得割額。以下この条及び第3 3条の6の5において同じ。)の2分の1に相 当する額(当該額に100円未満の端数がある ときはその端数金額を切り捨て、当該額が10 0円未満であるときは100円とする。以下こ の節において「年金所得に係る特別徴収税額」 という。)を、当該年度の初日の属する年の1 0月1日から翌年の3月31日までの間に支 払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金 給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴 収する。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の6の5 当該年度の初日の属する年 の前年の10月1日からその翌年の3月31日ま での間における特別徴収対象年金給付の支払 の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を 徴収されていた特別徴収対象年金所得者につ いて、老齢等年金給付が当該年度の初日からそ の日の属する年の9月30日までの間において 支払われる場合においては、当該特別徴収対象 年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額及び均等割額の合算額として 年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収 対象年金所得者に対して課した前年度分の個 人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得 者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収 対象年金所得者に係る均等割額を第 33 条の 2 第1項の規定により特別徴収の方法によって 徴収した場合においては、前々年中の公的年金 等に係る所得に係る所得割額) の2分の1に相 当する額(当該額に100円未満の端数があると きはその端数金額を切り捨て、当該額が100円

る。)をいう。以下この節において同じ。)を、 当該年度の初日からその日の属する年の9月3 0日までの間において特別徴収対象年金給付の 支払をする際、特別徴収の方法によって徴収す る。

(法人の市民税の税率)

第33条の7 第17条第1項第3号又は第4 号<u>に掲げる者</u>に対して課する均等割の税率は、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。

# 3 略

- (1) 第33条の8第1項の規定に<u>より</u>申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法 人税額の課税標準の算定期間の末日
- (2) 第33条の8第2項の規定に<u>より</u>申告納付する法人又は同条第3項の規定によって納付する法人 これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月の期間の末日
- (3) 第33条の8第4項の規定に<u>より</u>申告納付する法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日
- (4) 公共法人等(法人税法第2条第5号の公共 法人及び法第294条第7項に規定する公 益法人等で均等割のみを課されるものをい う。以下この款において同じ。) 前年4月 1日から3月31日までの期間(当該期間中 に当該公共法人等が解散(合併による解散を 除く。)又は合併により消滅した場合には、 前年4月1日から当該消滅した日までの期 間)の末日

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 法人税法第71条第1項、第74 条第1項、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法 未満であるときは 100 円とする。)をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

(法人の市民税の税率)

第33条の7 第17条第1項第3号又は第4 号<u>の者</u>に対して課する均等割の税率は、次の各 号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。

# 3 略

- (1) 第33条の8第1項の規定に<u>よって</u>申告 納付する法人 当該法人の同項に規定する 法人税額の課税標準の算定期間の末日
- (2) 第33条の8第2項の規定によって申告 納付する法人又は同条第3項の規定によっ て納付する法人 これらの法人の同条第2 項に規定する連結事業年度開始の日から6 月の期間の末日
- (3) 第33条の8第4項の規定に<u>よって</u>申告 納付する法人 当該法人の同項に規定する 連結法人税額の課税標準の算定期間の末日
- (4) 公共法人等(法人税法第2条第5号の公共 法人及び法第294条第7項に規定する公 益法人等で均等割のみを課されるものをい う。) 前年4月1日から3月31日までの 期間(当該期間中に当該公共法人等が解散 (合併による解散を除く。以下第33条の8 第14項を除き、この款において同じ。)又 は合併により消滅した場合には、前年4月1 日から当該消滅した日までの期間)の末日 (法人の市民税の申告納付)
- 第33条の8 法人税法第71条第1項、第74 条第1項、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法

人税に係る申告書を提出する義務があり、か つ、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算 定期間(同法第71条第1項、第88条又は第 144条の3第1項の申告書に係る法人税額 にあっては、当該事業年度(連結事業年度に該 当する期間を除く。) の開始の日から6月の期 間とする。以下法人の市民税について同じ。) 中において市内に事務所、事業所又は寮等を有 する法人は、当該申告書の提出期限までに、当 該申告書に係る法人税額、これを課税標準とし て算定した法人税割額(同法第71条第1項 (同法第72条第1項の規定が適用される場 合を除く。)、第88条又は第144条の3第1 項(同法第144条の4第1項の規定が適用さ れる場合を除く。) の規定により法人税に係る 申告書を提出する義務がある法人(以下この条 及び第33条の12第1項において「予定申告 法人」という。) にあっては、前事業年度(連 結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税 割額を基準として令で定めるところにより計 算した法人税割額又は当該事業年度開始の日 の前日の属する連結事業年度の法人税割額を 基準として令で定めるところにより計算した 法人税割額(第33条の10第1項において 「予定申告に係る法人税割額」という。))、同 法第71条第1項、第74条第1項、第144 条の3第1項又は第144条の6第1項の規 定により法人税に係る申告書を提出する義務 がある法人にあっては均等割額その他必要な 事項を記載した申告書(以下この項において 「法人の市民税の申告書」という。)を市長に 提出し、及びその申告した市民税額(当該市民 税額について既に納付すべきことが確定して いるものがある場合には、これを控除した額) を納付しなければならない。この場合におい て、同法第71条第1項又は第144条の3第 1項の規定により法人税に係る申告書を提出 する義務がある法人が、法人の市民税の申告書

人税に係る申告書を提出する義務があり、か つ、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算 定期間(同法第71条第1項、第88条又は第 144条の3第1項の申告書に係る法人税額 にあっては、当該事業年度(連結事業年度に該 当する期間を除く。) の開始の日から6月の期 間とする。以下法人の市民税について同じ。) 中において市内に事務所、事業所又は寮等を有 する法人は、当該申告書の提出期限までに、当 該申告書に係る法人税額、これを課税標準とし て算定した法人税割額(同法第71条第1項 (同法第72条第1項の規定が適用される場 合を除く。)、第88条又は第144条の3第1 項(同法第144条の4第1項の規定が適用さ れる場合を除く。)の規定により法人税に係る 申告書を提出する義務がある法人(以下この条 及び第33条の12第1項において「予定申告 法人」という。) にあっては、前事業年度(連 結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税 割額を基準として令で定めるところにより計 算した法人税割額又は当該事業年度開始の日 の前日の属する連結事業年度の法人税割額を 基準として令で定めるところにより計算した 法人税割額(第33条の10第1項において 「予定申告に係る法人税割額」という。))、同 法第71条第1項、第74条第1項、第144 条の3第1項又は第144条の6第1項の規 定により法人税に係る申告書を提出する義務 がある法人にあっては均等割額その他必要な 事項を記載した申告書(以下この項において 「法人の市民税の申告書」という。)を市長に 提出し、及びその申告した市民税額(当該市民 税額について既に納付すべきことが確定して いるものがある場合においては、これを控除し た額)を納付しなければならない。この場合に おいて、同法第71条第1項又は第144条の 3 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を 提出する義務がある法人が、法人の市民税の申

をその提出期限までに提出しなかったときは、 第18項の規定の適用がある場合を除き、当該 申告書の提出期限において、市長は、令で定め るところにより計算した法人税割額及び均等 割額を記載した当該申告書の提出があったも のとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき 期限内にその提出があったものとみなされる 申告書に係る市民税に相当する税額の市民税 を納付しなければならない。

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定によ り法人税に係る申告書を提出する義務がある 法人及び当該法人との間に連結完全支配関係 (同法第2条第12号の7の7に規定する連結 完全支配関係をいう。以下この款において同 じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規 定する連結子法人をいう。以下この款において 同じ。)(連結申告法人(同条第16号に規定す る連結申告法人をいう。以下この款において同 じ。)に限る。)で、当該申告書に係る連結法人 税額(同法その他の法人税に関する法令の規定 により計算した法人税額(同法第81条の22 第1項の規定による申告書に係る法人税額に限 る。)をいう。以下この款において同じ。)の課 税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に 該当する期間に限る。以下この款において同 じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮 等を有するものは、当該申告書の提出期限まで に、当該申告書に係る連結法人税額に係る個別 帰属法人税額、これを課税標準として算定した 法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載 した申告書を市長に提出し、及びその申告した 市民税額(当該市民税額について既に納付すべ きことが確定しているものがある場合には、こ れを控除した額)を納付しなければならない。
- 6 公共法人等は、毎年4月30日までに、<u>第3</u> 3条の7第3項第4号の期間中の事実に基づ いて算定した均等割額を記載した申告書を市

- 告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第18項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長は、令で定めるところによって計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。
- 4 法人税法第81条の22第1項の規定によ り法人税に係る申告書を提出する義務がある 法人及び当該法人との間に連結完全支配関係 (同法第2条第12号の7の7に規定する連結 完全支配関係をいう。以下この款において同 じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規 定する連結子法人をいう。以下この款において 同じ。)(連結申告法人(同条第16号に規定す る連結申告法人をいう。以下この款において同 じ。)に限る。)で、当該申告書に係る連結法人 税額(同法その他の法人税に関する法令の規定 により計算した法人税額(同法第81条の22 第1項の規定による申告書に係る法人税額に 限る。)をいう。以下この款において同じ。)の 課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度 に該当する期間に限る。以下この款において同 じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮 等を有するものは、当該申告書の提出期限まで に、当該申告書に係る連結法人税額に係る個別 帰属法人税額、これを課税標準として算定した 法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載 した申告書を市長に提出し、及びその申告した 市民税額(当該市民税額について既に納付すべ きことが確定しているものがある場合におい ては、これを控除した額)を納付しなければな らない。
- 6 <u>第33条の7第3項第4号に掲げる</u>公共法 人等は、毎年4月30日までに、<u>同号</u>の期間中 の事実に基づいて算定した均等割額を記載し

長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

- 9 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更 正若しくは決定の通知を受けたこと(当該法人 が連結子法人である場合又は連結子法人であ った場合にあっては、当該法人との間に連結完 全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条 第12号の6の7に規定する連結親法人をい う。以下この款において同じ。) 若しくは連結 完全支配関係があった連結親法人が法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更 正若しくは決定の通知を受けたこと)により、 当該法人が前項各号のいずれかに該当するこ ととなった場合には、当該法人は、当該修正申 告によって増加した法人税額若しくは連結法 人税額又は当該更正若しくは決定によって納 付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納 付すべき日までに、同項の規定により申告納付 しなければならない。
- 10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業 所を有する法人又は外国法人が外国の法令に より課される法人税若しくは地方法人税又は 県民税若しくは市民税の法人税割に相当する 税(外国法人にあっては、法人税法第138条 第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外 国の法令により課されるものに限る。以下この 項において「外国の法人税等」という。)を課 された場合において、当該外国の法人税等の額 のうち法人税法第69条第1項の控除限度額 若しくは同法第144条の2第1項の控除限 度額又は同法第81条の15第1項の連結控 除限度個別帰属額及び地方法人税法(平成26 年法律第11号) 第12条第1項の控除の限度 額で令で定めるもの若しくは同条第3項の控 除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項 の控除の限度額で令で定めるもの並びに法第 53条第26項の控除の限度額で令で定める

- た申告書を市長に提出し、及びその申告した均 等割額を納付しなければならない。
- 9 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更 正若しくは決定の通知を受けたこと(当該法人 が連結子法人である場合又は連結子法人であ った場合にあっては、当該法人との間に連結完 全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条 第12号の6の7に規定する連結親法人をい う。以下この款において同じ。) 若しくは連結 完全支配関係があった連結親法人が法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更 正若しくは決定の通知を受けたこと)により、 当該法人が前項各号のいずれかに該当するこ ととなった場合においては、当該法人は、当該 修正申告によって増加した法人税額若しくは 連結法人税額又は当該更正若しくは決定によ って納付すべき法人税額若しくは連結法人税 額を納付すべき日までに、同項の規定により申 告納付しなければならない。
- 10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業 所を有する法人又は外国法人が外国の法令に より課される法人税若しくは地方法人税又は 県民税若しくは市民税の法人税割に相当する 税(外国法人にあっては、法人税法第138条 第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外 国の法令により課されるものに限る。以下この 項において「外国の法人税等」という。)を課 された場合において、当該外国の法人税等の額 のうち法人税法第69条第1項の控除限度額 若しくは同法第144条の2第1項の控除限 度額又は同法第81条の15第1項の連結控 除限度個別帰属額及び地方法人税法(平成26 年法律第11号) 第12条第1項の控除の限度 額で令で定めるもの若しくは同条第3項の控 除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項 の控除の限度額で令で定めるもの並びに法第 53条第24項の控除の限度額で令で定める

ものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額(外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から控除する。

14 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る 更正をした場合の当該更正の日の属する事業 年度又は連結事業年度の開始の日(当該更正が 適格合併に係る被合併法人の法人税割額につ いて当該適格合併の日前にされたものである 場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属 する事業年度又は連結事業年度の開始の日)か ら5年を経過する日の属する事業年度又は連 結事業年度の法人の市民税の確定申告書の提 出期限(当該更正の日から当該5年を経過する 日の属する事業年度又は当該5年を経過する 日の属する連結事業年度の終了の日までの間 に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲 げる事実が生じたときは、当該各号に定める提 出期限) が到来した場合(当該提出期限までに 当該提出期限に係る法人の市民税の確定申告 書の提出がなかった場合には、当該提出期限後 の当該法人の市民税の確定申告書の提出又は 当該法人の市民税の確定申告書に係る事業年 度若しくは連結事業年度の法人税割について の第33条の10第2項の規定による決定が あった場合)には、市長は、当該更正を受けた 法人に対し、令で定めるところにより、当該更 正に係る仮装経理法人税割額(既にこの項又は 第17項の規定により還付すべきこととなっ た金額及び第11項の規定により控除された 金額を除く。)を還付し、又は当該更正を受け た法人の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延

ものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額(外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から控除する。

14 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る 更正をした場合の当該更正の日の属する事業 年度又は連結事業年度の開始の日(当該更正が 適格合併に係る被合併法人の法人税割額につ いて当該適格合併の日前にされたものである 場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属 する事業年度又は連結事業年度の開始の日)か ら5年を経過する日の属する事業年度又は連 結事業年度の法人の市民税の確定申告書の提 出期限(当該更正の日から当該5年を経過する 日の属する事業年度又は当該5年を経過する 日の属する連結事業年度の終了の日までの間 に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲 げる事実が生じたときは、当該各号に定める提 出期限) が到来した場合(当該提出期限までに 当該提出期限に係る法人の市民税の確定申告 書の提出がなかった場合にあっては、当該提出 期限後の当該法人の市民税の確定申告書の提 出又は当該法人の市民税の確定申告書に係る 事業年度若しくは連結事業年度の法人税割に ついての第33条の10第2項の規定による 決定があった場合)には、市長は、当該更正を 受けた法人に対し、令で定めるところにより、 当該更正に係る仮装経理法人税割額(既にこの 項又は第17項の規定により還付すべきこと となった金額及び第11項の規定により控除 された金額を除く。) を還付し、又は当該更正 を受けた法人の未納に係る徴収金に充当する。 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延

滞金)

#### 第33条の13

- 2 法人税法第81条の24第1項の規定の適用を受けている法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、同法第81条の22第1項に規定する申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、法第327条第4項に規定する期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)
- 第49条 昭和38年1月2日から平成32年 3月31日までの間に新築された住宅(区分所 有に係る家屋にあっては人の居住の用に供す る専有部分のうち令で定める専有部分を有す る家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋 にあっては人の居住の用に供する家屋のうち 令で定める家屋をいう。以下この条及び次条に おいて同じ。)で令で定めるものに対して課す る固定資産税については、次条又は法附則第1 5条の7第1項若しくは第2項若しくは附則 第15条の8第1項から第3項までの規定の 適用がある場合を除き、当該住宅に対して新た に固定資産税が課されることとなった年度か ら3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係 る固定資産税額(区分所有に係る住宅(区分所 有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及 び次条において同じ。)にあってはこの条の規 定の適用を受ける部分に係る税額として各区 分所有者ごとに令で定めるところにより算定 した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外 の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分 を有する住宅その他の令で定める住宅に限

滞金)

#### 第33条の13

- 2 法人税法第81条の24第1項の規定の適用を受けている法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、同法第81条の22第1項に規定する申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、法第327条第2項に規定する期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)
- 第49条 昭和38年1月2日から平成30年 3月31日までの間に新築された住宅(区分所 有に係る家屋にあっては人の居住の用に供す る専有部分のうち令で定める専有部分を有す る家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋 にあっては人の居住の用に供する家屋のうち 令で定める家屋をいう。以下この条及び次条に おいて同じ。)で令で定めるものに対して課す る固定資産税については、次条又は法附則第1 5条の7第1項若しくは第2項若しくは附則 第15条の8第1項若しくは第3項から第5 項までの規定の適用がある場合を除き、当該住 宅に対して新たに固定資産税が課されること となった年度から3年度分の固定資産税に限 り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に 係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受 ける部分に係る税額として各区分所有者ごと に令で定めるところにより算定した額の合算 額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の 居住の用に供する部分以外の部分を有する住 宅その他の令で定める住宅に限る。) にあって はこの条の規定の適用を受ける部分に係る税

る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける 部分に係る税額として令で定めるところによ り算定した額とする。)の2分の1に相当する 額を当該住宅に係る固定資産税額から減額す る。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定 資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成32年 3月31日までの間に新築された中高層耐火 建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又 は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロ のいずれかに該当する建築物で、地上階数(令 で定めるところにより計算した地上階数をい う。) 3以上を有するものをいう。) である住宅 で令で定めるものに対して課する固定資産税 については、法附則第15条の7第1項若しく は第2項又は附則第15条の8第1項から第 3項までの規定の適用がある場合を除き、当該 住宅に対して新たに固定資産税が課されるこ ととなった年度から5年度分の固定資産税に 限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有 に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を 受ける部分に係る税額として各区分所有者ご とに令で定めるところにより算定した額の合 算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人 の居住の用に供する部分以外の部分を有する 住宅その他の令で定める住宅に限る。) にあっ てはこの条の規定の適用を受ける部分に係る 税額として令で定めるところにより算定した 額とする。) の2分の1に相当する額を当該住 宅に係る固定資産税額から減額する。

(市たばこ税の納税義務者等)

第70条 市たばこ税は、製造たばこ<u>(法第46</u> 4条第1項第1号に規定する製造たばこをい う。以下同じ。)(法第466条の2の規定によ り製造たばことみなされるものを含む。以下こ の節において同じ。)の製造者、特定販売業者 額として令で定めるところにより算定した額とする。) の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定 資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成30年 3月31日までの間に新築された中高層耐火 建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又 は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロ のいずれかに該当する建築物で、地上階数(令 で定めるところにより計算した地上階数をい う。) 3以上を有するものをいう。) である住宅 で令で定めるものに対して課する固定資産税 については、法附則第15条の7第1項若しく は第2項又は附則第15条の8第1項若しく は第3項から第5項までの規定の適用がある 場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産 税が課されることとなった年度から5年度分 の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産 税額(区分所有に係る住宅にあってはこの条の 規定の適用を受ける部分に係る税額として各 区分所有者ごとに令で定めるところにより算 定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以 外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部 分を有する住宅その他の令で定める住宅に限 る。) にあってはこの条の規定の適用を受ける 部分に係る税額として令で定めるところによ り算定した額とする。) の2分の1に相当する 額を当該住宅に係る固定資産税額から減額す る。

(市たばこ税の納税義務者等)

第70条 市たばこ税は、製造たばこの製造者、 特定販売業者又は卸売販売業者(法第466条 第4項ただし書又は第469条第3項の規定 により製造たばこの製造者、特定販売業者又は 卸売販売業者とみなされる者を含む。以下この 又は卸売販売業者(法第466条第4項ただし 書又は第469条第3項の規定により製造た ばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 とみなされる者を含む。以下この節において 「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを 市内に営業所の所在する小売販売業者に売り 渡す場合(法第466条第1項、第2項又は第 4項本文の規定により卸売販売業者等が売渡 しをしたものとみなされる場合を含む。以下同 じ。)(当該小売販売業者が卸売販売業者等であ る場合においては、その卸売販売業者等に卸売 販売用として売り渡すときを除く。)において、 当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡 しを行う卸売販売業者等に課する。

(市たばこ税の課税標準)

## 第71条

- 2 製造たばこの区分は、次のとおりとし、製造 たばこ代用品(たばこ事業法(昭和59年法律 第68号)第38条第2項に規定する製造たば こ代用品をいう。以下同じ。)に係る製造たば この区分は、当該製造たばこ代用品の性状によ るものとする。
  - (1) 喫煙用の製造たばこ
    - ア 紙巻きたばこ
    - イ 葉巻たばこ
    - ウ パイプたばこ
    - エ 刻みたばこ
    - オ 加熱式たばこ
  - (2) かみ用の製造たばこ
  - (3) かぎ用の製造たばこ
- 3 第1項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。) の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、 次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定 については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表 の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1 本に換算するものとする。

節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(法第466条第1項、第2項又は第4項本文の規定により卸売販売業者等が売渡しをしたものとみなされる場合を含む。以下同じ。)(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

(市たばこ税の課税標準)

第71条

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻た ばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲 げる製造たばこの本数の算定については、同欄 の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量 をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算す るものとする。この場合において、製造たばこ 代用品の区分については、当該製造たばこ代用 品の性状によるものとする。

区 分	重 量					
(1) 喫煙用の製造たばこ						
ア 葉巻たばこ	1グラム					
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム					
ウ 刻みたばこ	2グラム					
(2) • (3) 略						

4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの
本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙
巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻
たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算
した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算し
た紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法
により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗
じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によ
<u>るものとする。</u>

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具 (法第466条の2に規定する特定加熱式 たばこ喫煙用具をいう。)を除く。)の重量の 1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算 する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の 省令で定めるものに係る部分の重量を除 く。) の 0. 4 グラムをもって紙巻たばこの 0. 5 本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、当 該ア又はイに定める金額の紙巻たばこの1 本の金額に相当する金額として令で定める ところにより計算した金額をもって紙巻た ばこの0.5本に換算する方法
  - ア 売渡し等の時における小売定価(たば こ事業法第33条第1項又は第2項の認 可を受けた小売定価をいう。)が定められ ている加熱式たばこ 当該小売定価に相 当する金額(消費税法(昭和63年法律 第108号)の規定により課されるべき 消費税に相当する金額及び法第2章第3 節の規定により課されるべき地方消費税

区 分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1グラム
イ 葉巻たばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2)・(3) 略	

# に相当する金額を除く。)

- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号) 第10条第3項第2号ロ及び第4項の規 定の例により算定した金額
- により重量又は金額を本数に換算する場合の 計算その他これらの規定の適用については、令 で定めるところによる。

(市たばこ税の税率)

つき5,692円とする。

### 附則

- 10 略
  - (1) 法附則第15条第2項第1号 2分の1 (削る)
  - (3) 法附則第15条第2項第6号 4分の3
  - (4) 法附則第15条第8項 4分の3

(5)~(7) 略

- (8) 法附則第15条第29項第1号 3分の
- (9) 法附則第15条第29項第2号 2分の
- (10) 法附則第15条第29項第3号 2分の 1
- (11) 法附則第15条第30項第1号 3分の 2
- (12) 法附則第15条第30項第2号 2分の

(13) 略

- (14) 法附則第15条第32項第2号 4分の 3
- (15) 法附則第15条第32項第3号 2分の

(16)~(19) 略

- (20) 法附則第15条第47項 0
- (21) 法附則第15条の8第2項 3分の2

 $\underline{5}$  前  $\underline{2}$  項に規定するもののほか、これらの規定  $\boxed{3}$  前項の規定により重量を本数に換算する場 合の計算は、令で定めるところによる。

(市たばこ税の税率)

第72条 市たばこ税の税率は、1,000本に | 第72条 市たばこ税の税率は、1,000本に つき5,262円とする。

### 附則

- 10 略
- (1) 法附則第15条第2項第1号 <u>3分の1</u>
  - (3) 法附則第15条第2項第3号 2分の1
  - (4) 法附則第15条第2項第7号 4分の3
- (5) 法附則第15条第8項 3分の2 (6)~(8) 略
- (9) 法附則第15条第29項 2分の1

- (10) 法附則第15条第30項 2分の1
- (11) 略
- (12) 法附則第15条第32項第2号 2分の 1

(13)~(16) 略

(17) 法附則第15条の8第4項 3分の2

(通常市街化区域農地に対して課する平成31 年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

15 平成31年度以降の各年度に係る賦課期 日に所在する通常市街化区域農地(法附則第1 9条の2第1項に規定する通常市街化区域農 地をいう。以下同じ。)に対して課する固定資 産税の課税標準となるべき価格については、当 該通常市街化区域農地とその状況が類似する 宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に 比準する価格により定められるべきものとす る。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

25 第25条第2項の規定の適用を受ける市 民税の所得割の納税義務者が、法第314条の 7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合 に該当する場合又は第22条第3項に規定す る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税 山林所得金額を有しない場合であって、当該納 税義務者の前年中の所得について、法附則33 条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則 第34条第4項、附則第35条第5項、附則第 35条の2第5項、附則第35条の2の2第5 項又は附則第35条の4第4項の規定の適用 を受けるときは、法第314条の7第2項に規 定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の 規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項 (法附則第5条の6第2項及び附則第5条の7 第2項の規定により読み替えて適用する場合 を含む。)に規定するところにより算定するも のとする。

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

15 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期 日に所在する市街化区域農地(農地(法附則第 17条第1号に規定する農地をいう。以下同 じ。) のうち都市計画法第7条第1項に規定す る市街化区域内の農地(同法第8条第1項第1 4号に掲げる生産緑地地区の区域内の農地及 び同法第4条第6項に規定する都市計画施設 として定められた公園又は緑地の区域内の農 地で同法第55条第1項の規定による兵庫県 知事の指定を受けたものその他の令で定める 農地を除く。)をいう。以下同じ。)に対して課 する固定資産税の課税標準となるべき価格に ついては、当該市街化区域農地とその状況が類 似する宅地の固定資産税の課税標準とされる 価格に比準する価格によって定められるべき ものとする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

25 第25条第2項の規定の適用を受ける市 民税の所得割の納税義務者が、法第314条の 7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合 に該当する場合又は第22条第3項に規定す る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税 山林所得金額を有しない場合であって、当該納 税義務者の前年中の所得について、法附則33 条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則 第34条第4項、附則第35条第5項、附則第 35条の2第5項、附則第35条の2の2第5 項又は附則第35条の4第4項の規定の適用 を受けるときは、法第314条の7第2項に規 定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の 規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項 (法附則第5条の6第2項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)に規定するとこ ろにより算定するものとする。

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の

減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 申告)

5 4 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第10項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 57 略

(5) 当該耐震改修に要した費用で省令<u>附則第</u> 7条第13項に規定する補助の算定の基礎 となったものの金額

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修 専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適 用を受けようとする者がすべき申告)

- 5 9 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第8項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (4) 令<u>附則第12条第21項各号</u>のいずれかに該当する者の住所、氏名及びその者が当該 各号のいずれに該当するかの別
  - (7) 当該改修工事について令<u>附則第12条第22項</u>に規定する補助金等の交付又は同項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあっては、その金額

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を

減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 申告)

5 4 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 57 略

(5) 当該耐震改修に要した費用で省令<u>附則第</u> 7条第14項に規定する補助の算定の基礎 となったものの金額

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修 専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適 用を受けようとする者がすべき申告)

- 5 9 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (4) 令<u>附則第12条第30項各号</u>のいずれか に該当する者の住所、氏名及びその者が当該 各号のいずれに該当するかの別
  - (7) 当該改修工事について令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等の交付又は同項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあっては、その金額

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を

受けようとする者がすべき申告)

- 62 法附則第15条の9第9項に規定する熱 損失防止改修住宅又は同条第10項に規定す る熱損失防止改修専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失 防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部 分に係る改修工事が完了した日から3月以内 に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に 省令<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添 えて市長に提出しなければならない。
  - (6) 当該改修工事について令<u>附則第12条第</u> 29項に規定する補助金等の交付を受ける 場合にあっては、その金額

(特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止 改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 6 5 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (6) 当該改修工事について令<u>附則第12条第</u> 29項に規定する補助金等の交付を受ける 場合にあっては、その金額

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及 び都市計画税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

68 法附則第15条の11第1項に規定する 改修実演芸術公演施設について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術 公演施設に係る改修工事が完了した日から3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申 告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 受けようとする者がすべき申告)

- 62 法附則第15条の9第9項に規定する熱 損失防止改修住宅又は同条第10項に規定す る熱損失防止改修専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失 防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部 分に係る改修工事が完了した日から3月以内 に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に 省令<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を 添えて市長に提出しなければならない。
  - (6) 当該改修工事について令<u>附則第12条第</u> 38項に規定する補助金等の交付を受ける 場合にあっては、その金額

(特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止 改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 6 5 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第12項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (6) 当該改修工事について令<u>附則第12条第</u> 38項に規定する補助金等の交付を受ける 場合にあっては、その金額

進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法 人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床 面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律施行令(平成18年政令 第379号)第5条第3号に掲げる劇場若し くは演芸場又は同条第4号に掲げる集会場 若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (5) 当該改修工事が完了した年月日
- 69 前項の規定にかかわらず、法附則第15条 の11第1項の規定の適用を受けようとする 者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申 告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲 げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出す ることができなかった理由を当該申告書に記 載しなければならない。

(個人の市民税の税率の特例等)

70 略

(個人の市民税の税率の特例等)

68 略

改正後

現行

(電子情報処理組織による申告等)

第5条の2 市長は、この条例等の規定に基づく 申告、申請、届出その他の市長に対してする通 知のうち、この条例等の規定により書面等(行 政手続等における情報通信の技術の利用に関 する法律(平成14年法律第151号。以下「情 報通信技術利用法」という。)第2条第3号に 規定する書面等をいう。以下この条において同 じ。)により行うこととされているもの(以下こ の条において「申告等」という。)については、 当該規定にかかわらず、規則で定めるところに より、当該申告等をする者に電子情報処理組織 (市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を 含む。以下同じ。)と当該申告等をする者の使 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 した電子情報処理組織をいう。第3項において 同じ。)を使用して行わせることができる。

(市民税の納税義務者等)

- 第17条 市民税は第1号<u>に掲げる者</u>に対して は均等割額及び所得割額の合算額に<u>より</u>、第3 号<u>に掲げる者</u>に対しては均等割額及び法人税 割額の合算額に<u>より</u>、第2号及び第4号<u>に掲げる者</u>に対しては均等割額に<u>より</u>、第5号<u>に掲げる者</u>に対しては均等割額に<u>より</u>、第5号<u>に掲げる者</u>に対しては法人税割額により課する。
- 5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市民税について「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第33条の8第19項から第21項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(給与支払報告書等の提出義務)

第29条 1月1日現在において給与の支払を する者(法人でない社団又は財団で代表者又は (電子情報処理組織による申告等)

第5条の2 市長は、この条例等の規定に基づく 申告、申請、届出その他の市長に対してする通 知のうち、この条例等の規定により書面等(行 政手続等における情報通信の技術の利用に関 する法律(平成14年法律第151号。以下「情 報通信技術利用法」という。)第2条第3号に 規定する書面等をいう。以下この条において同 じ。)により行うこととされているもの(以下こ の条において「申告等」という。)については、 当該規定にかかわらず、規則で定めるところに より、当該申告等をする者に電子情報処理組織 (市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を 含む。以下同じ。)と当該申告等をする者の使 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 した電子情報処理組織をいう。第27条の2第 4項及び第33条の3第7項を除き、以下同 じ。)を使用して行わせることができる。

(市民税の納税義務者等)

- 第17条 市民税は第1号<u>の者</u>に対しては均等 割額及び所得割額の合算額に<u>よって</u>、第3号<u>の</u> 者に対しては均等割額及び法人税割額の合算 額に<u>よって</u>、第2号及び第4号<u>の者</u>に対しては 均等割額に<u>よって</u>、第5号<u>の者</u>に対しては法人 税割額に<u>よって</u>課する。
- 5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市民税について「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(給与支払報告書等の提出義務)

第29条 1月1日現在において給与の支払を する者(法人でない社団又は財団で代表者又は 管理人の定めのあるものを含む。以下この節に おいて同じ。)で当該給与の支払をする際所得 税法第183条の規定に<u>より</u>所得税を徴収す る義務があるものは、同月31日までに、<u>同月</u> 1日現在本市の区域内に住所を有し、かつ、当 該給与の支払を受けている者についてその者 に係る前年中の給与所得の金額その他必要な 事項を記載した給与支払報告書を市長に提出 しなければならない。

- 2 前項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定により市長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合には、同月15日までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払を する者で給与の支払をする際所得税法第18 3条の規定により 所得税を徴収する義務の あるものは、当該給与の支払を受けている者の うち給与の支払を受けなくなったものがある 場合には、その給与の支払を受けなくな った日の属する年の翌年の1月31日までに、 その給与の支払を受けなくなった日現在本市 の区域内に住所を有し、かつ、当該給与の支払 を受けなくなった者についてその者に係る給 与の支払を受けなくなった日の属する年の給 与所得の金額その他必要な事項を記載した給 与支払報告書を市長に提出しなければならな い。ただし、その給与の支払を受けなくなった 日の属する年に当該給与の支払をする者から 支払を受けた給与の金額の総額が300,00 0円以下である者については、この限りでな
- 4 1月1日現在において公的年金等の支払を する者で、当該公的年金等の支払をする際所得 税法第203条の2の規定により所得税を徴

- 管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。)で当該給与の支払をする際所得税法第183条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、1月1日現在本市に住所を有し、かつ、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によって市長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合においては、4月15日までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項に定める もののほか、給与の支払を する者で給与の支払をする際所得税法第18 3条の規定によって所得税を徴収する義務の あるものは、当該給与の支払を受けている者の うち給与の支払を受けなくなったものがある 場合においては、その給与の支払を受けなくな った日の属する年の翌年の1月31日までに、 その給与の支払を受けなくなった日現在本市 に住所を有し、かつ、当該給与の支払を受けな くなった者についてその者に係る給与の支払 を受けなくなった日の属する年の給与所得の 金額その他必要な事項を記載した給与支払報 告書を市長に提出しなければならない。ただ し、その給与の支払を受けなくなった日の属す る年に当該給与の支払をする者から支払を受 けた給与の金額の総額が300,000円以下 である者については、この限りでない。
- 4 1月1日現在において公的年金等の支払を する者で、当該公的年金等の支払をする際所得 税法第203条の2の規定に<u>よって</u>所得税を

収する義務があるものは、同月31日までに、 同月1日現在本市の区域内に住所を有し、かつ、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を記載した公的年金等支払報告書を市長に提出しなければならない。

- 5 第1項又は第3項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、次に掲げる方法のいずれかにより、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下この条において「給与支払報告書記載事項」という。)を市長に提供しなければならない。
  - (1) 省令で定めるところにより、地方税関係手 続用電子情報処理組織(法第762条第1号 に規定する地方税関係手続用電子情報処理 組織をいう。以下同じ。)を使用し、かつ、 地方税共同機構(以下「機構」という。)を 経由して行う方法
- 6 第4項の規定により公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第3項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第4項の規定にかかわらず、老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者にあっては次の各号に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあっては第1号又は第2号に掲げる方法のいずれかにより、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる第4項に規定する事項(以下この条において「公的年金等支払報告書記載事

- 徴収する義務があるものは、同月31日までに、1月1日現在本市に住所を有し、かつ、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を記載した公的年金等支払報告書を市長に提出しなければならない。
- 5 第1項又は第3項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、次に掲げる方法のいずれかにより、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下この条において「給与支払報告書記載事項」という。)を市長に提供しなければならない。

6 第4項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第3項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第4項の規定にかかわらず、次に掲げる方法のいずれかにより、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項(以下この条において「公的年金等支払報告書記載事項」という。)を市長に提供しなければならない。

項」という。) を市長に提供しなければならない。

- (1) <u>省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構</u>を経由して行う方法
- (3) 第1号に掲げるもののほか、機構を経由して行う方法として省令で定める方法
- 7 第1項、第3項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書(以下この条において「報告書」という。)を提出する義務がある者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)が令で定めるところにより市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項(以下この条において「記載事項」という。)を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。
- 9 第5項(第1号に係る部分に限る。)又は第 6項(第1号に係る部分に限る。)の規定によ り行われた記載事項の提供は、地方税関係手続 用電子情報処理組織に係る電子計算機で機構 の使用に係るもの(以下「機構電子計算機」と いう。)に備えられたファイルへの記録がされ た時に市長に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第33条の3 給与所得に係る個人の市民税の 特別徴収義務者は、当該年度の初日において前 条の納税義務者に対して給与の支払をする者 (他の市町村内において給与の支払をする者 を含む。)のうち給与の支払をする際所得税を 徴収して納付する義務がある者とする。この場 合において、市長は、給与所得に係る特別徴収 税額(法第321条の4第1項に規定する給与 (1) 電子情報処理組織を使用する方法として 省令で定める方法

7 第1項、第3項又は第4項の規定に<u>よって</u>給 与支払報告書又は公的年金等支払報告書(以下 この条において「報告書」という。)を提出す る義務がある者(前2項の規定の適用を受ける 者を除く。)が令で定めるところにより市長の 承認を受けた場合又はこれらの規定により提 出すべき報告書の提出期限の属する年以前の 各年のいずれかの年において前2項の規定に 基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的 年金等支払報告書記載事項(以下この条において「記載事項」という。)を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき 報告書の記載事項を記録した光ディスク等の 提出をもって当該報告書の提出に代えること ができる。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第33条の3 給与所得に係る個人の市民税の 特別徴収義務者は、当該年度の初日において前 条の納税義務者に対して給与の支払をする者 (他の市町村内において給与の支払をする者 を含む。)のうち給与の支払をする際所得税を 徴収して納付する義務がある者とする。この場 合において、市長は、給与所得に係る特別徴収 税額(法第321条の4第1項に規定する給与 所得に係る特別徴収税額をいう。以下この節に おいて同じ。)を特別徴収の方法によって徴収 する旨(第7項から第9項までにおいて「通知 事項」という。)を、当該特別徴収義務者及び これを経由して当該納税義務者に通知するも のとする。

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の 支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌 年の4月30日までの間において異動を生じ た場合において、当該給与所得者が、当該給与 所得者に対して新たに給与の支払をする者と なった者(所得税法第183条の規定により給 与の支払をする際所得税を徴収して納付する 義務がある者に限る。以下この項において同 じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の 支払をする者から給与の支払を受けなくなっ た日の属する月の翌月の10日(その支払を受 けなくなった日が翌年の4月中である場合に は、同月30日)までに、前条第1項の規定に より特別徴収の方法によって徴収されるべき 前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割 額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収 された金額があるときは、当該金額を控除した 金額。以下この項において「合算額」という。) を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の 申出をしたときは、当該給与所得者に対して新 たに給与の支払をする者となった者を特別徴 収義務者とし、これに当該合算額を徴収させる ものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中 にあった場合において、当該給与所得者に対し て新たに給与の支払をする者となった者に当 該合算額を徴収させることが困難であると市 長が認めるときは、この限りでない。
- 7 市長は、第1項又は第5項の特別徴収義務者 の同意がある場合は、第1項後段(前項におい て準用する場合を含む。次項及び次条第1項に おいて同じ。)の規定による通知に代えて、通 知事項を、省令で定めるところにより、地方税

- 所得に係る特別徴収税額をいう。以下この節に おいて同じ。)を特別徴収の方法によって徴収 する旨(第7項及び第8項において「通知事項」 という。)を、当該特別徴収義務者及びこれを 経由して当該納税義務者に通知するものとす る。
- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の 支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌 年の4月30日までの間において異動を生じ た場合において、当該給与所得者が、当該給与 所得者に対して新たに給与の支払をする者と なった者(所得税法第183条の規定により給 与の支払をする際所得税を徴収して納付する 義務がある者に限る。以下この項において同 じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与 の支払をする者から給与の支払を受けなくな った日の属する月の翌月の10日(その支払を 受けなくなった日が翌年の4月中である場合 には、同月30日)までに、前条第1項の規定 により特別徴収の方法によって徴収されるべ き前年中の給与所得に係る所得割額及び均等 割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴 収された金額があるときは、当該金額を控除し た金額。以下この項において「合算額」という。) を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の 申出をしたときは、当該給与所得者に対して新 たに給与の支払をする者となった者を特別徴 収義務者とし、これに当該合算額を徴収させる ものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中 にあった場合において、当該給与所得者に対し て新たに給与の支払をする者となった者に当 該合算額を徴収させることが困難であると市 長が認めるときは、この限りでない。
- 7 市長は、第1項又は第5項の特別徴収義務者 の同意がある場合は、第1項後段(前項におい て準用する場合を含む。次項及び次条第1項に おいて同じ。)の規定による通知に代えて、通 知事項を電子情報処理組織(情報通信技術利用

関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、 機構を経由して行う方法により当該特別徴収 義務者に提供することができる。

- 8 前項の規定により行われた通知事項の提供 については、第1項後段の規定による通知があったものとみなして、次条第1項及び第33条 の5第1項の規定を適用する。
- 9 第7項の規定により行われた通知事項の提供は、機構電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、市長が省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第33条の5

- 2 第33条の3第7項から第9項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第7項中「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、「次条第1項及び第33条の5第1項」とあるのは「第33条の5第3項」と、同条第9項中「第7項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する第7項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と読み替えるものとする。
- (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の 特別徴収)
- 第33条の6の2 納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者(令第48条の9の13第3項各号に掲げる者を除く。以下この節において「特別徴

法第4条第1項に規定する電子情報処理組織 をいう。)を使用する方法として省令で定める 方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

8 前項の規定に<u>よる通知事項の提供が行われたとき</u>は、第1項後段の規定による通知があったものとみなして、次条第1項及び第33条の5第1項の規定を適用する。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第33条の5 9 第33条

2 第33条の3第7項<u>及び第8項</u>の規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第7項中「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、「次条第1項及び第33条の5第1項」とあるのは「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の 特別徴収)

第33条の6の2 納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者

収対象年金所得者」という。)である場合には、 当該納税義務者に対して課する個人の市民税 のうち、当該納税義務者の前年中の公的年金等 に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合 算額(当該納税義務者に係る均等割額を第33 条の2第1項の規定により特別徴収の方法に よって徴収する場合には、公的年金等に係る所 得に係る所得割額。以下この条及び第33条の 6の5において同じ。)の2分の1に相当する 額(当該額に100円未満の端数があるときは その端数金額を切り捨て、当該額が100円未 満であるときは100円とする。以下この節に おいて「年金所得に係る特別徴収税額」とい う。)を、当該年度の初日の属する年の10月 1日から翌年の3月31日までの間に支払わ れる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付 の支払の際に特別徴収の方法によって徴収す る。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8

19 法第321条の8第43項に規定する特 定法人である内国法人(法第292条第1項第 3号イに規定する内国法人をいう。)は、第1 項、第2項、第4項又は第6項から第9項まで の規定により、これらの規定による申告書(以 下この項及び次項において「納税申告書」とい う。)」により行うこととされている法人の市民 税の申告については、第1項、第2項、第4項 又は第6項から第9項までの規定にかかわら ず、省令で定めるところにより、申告書に記載 すべきものとされている事項(次項において 「申告書記載事項」という。)又は添付書類記 載事項(法第321条の8第42項に規定する 添付書類記載事項をいう。次項において同じ。) を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用 し、かつ、機構を経由して行う方法その他省令 で定める方法により市長に提供することによ

(令第48条の9の13第3項各号に掲げる者 を除く。以下この節において「特別徴収対象年 金所得者」という。)である場合には、当該納 税義務者に対して課する個人の市民税のうち、 当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る 所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当 該納税義務者に係る均等割額を第33条の2 第1項の規定により特別徴収の方法によって 徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係 る所得割額。以下この条及び第33条の6の5 において同じ。)の2分の1に相当する額(当該 額に100円未満の端数があるときはその端 数金額を切り捨て、当該額が100円未満であ るときは100円とする。以下この節において 「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を、 当該年度の初日の属する年の10月1日から 翌年の3月31日までの間に支払われる老齢 等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の 際に特別徴収の方法によって徴収する。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8

- り、行わなければならない。
- 20 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類(法第321条の8第42項に規定する添付書類をいう。)を添付して行われたものとみなして、この条例又はこの条例に基づく規則の規定を適用する。
- 21 第19項の規定により行われた同項の申告は、機構電子計算機(入出力装置を含む。) に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

(市たばこ税の課税標準)

# 第71条

4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて得た紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて得た紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて得た紙巻たばこの本数に0.4を乗じて得た紙巻たばこの本数に0.4

# 附則

- 10 略
  - (18) 法附則第15条第43項 2分の1
  - (19) 法附則第15条第44項 3分の2
  - (20) 法附則第15条第46項 0

(市たばこ税の課税標準)

#### 第71条

4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて得た紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて得た紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて得た紙巻た紙巻たばこの本数に0.2を乗じて得た紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

# 附 則

- 10 略
  - (18) 法附則第15条第44項 2分の1
  - (19) 法附則第15条第45項 3分の2
  - (20) 法附則第15条第47項 0

改正後

(個人の市民税の非課税の範囲)

#### 第18条

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者(法第292条第1項第7号に規定する同生計配偶者をいう。以下同じ。)及び扶養親族(同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

#### (所得控除)

第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、同項及び同条第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、 寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額(同条第7項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。)をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

# (税額控除)

第25条 <u>前年の合計所得金額が25,000</u>, 000円以下である所得割の納税義務者については、その者の第22条第2項及び第3項の規定による所得割の額から、法第314条の6各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金 現行

(個人の市民税の非課税の範囲)

#### 第18条

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の控除対象配偶者(法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。以下同じ。)及び扶養親族(同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

#### (所得控除)

第21条 所得割の納税義務者が法第314条 の2第1項各号のいずれかに該当するときは、 同項及び同条第3項から第12項までの規定 により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料 控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保 険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、 寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者 控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、 所得割の納税義務者については、同条第2項、 第7項及び第12項の規定により基礎控除額 (同条第7項に規定する基礎控除額をいう。以 下同じ。)をそれぞれその者の前年の所得につ いて算定した総所得金額、退職所得金額又は山 林所得金額から控除する。

# (税額控除)

第25条 所得割の納税義務者については、その者の第22条第2項及び第3項の規定による所得割の額から、法第314条の6各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

額を控除する。

(市たばこ税の課税標準)

#### 第71条

4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(市たばこ税の税率)

第72条 市たばこ税の税率は、1,000本に つき<u>6,122円</u>とする。 (市たばこ税の課税標準)

#### 第71条

4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(市たばこ税の税率)

第72条 市たばこ税の税率は、1,000本に つき5,692円とする。

# 尼崎市市税条例(第4条関係)

改正後 現 行

(市たばこ税の課税標準)

# 第71条

4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(市たばこ税の税率)

第72条 市たばこ税の税率は、1,000本に つき6,552円とする。 (市たばこ税の課税標準)

# 第71条

4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(市たばこ税の税率)

第72条 市たばこ税の税率は、1,000本に つき<u>6,122円</u>とする。

# 尼崎市市税条例(第5条関係)

改正後	現行
(市たばこ税の課税標準)	(市たばこ税の課税標準)
第71条	第71条
4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの	4 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの
本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻た	本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙
ばこの本数の合計数によるものとする。	巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻
	たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算
	した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算し
	た紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法
	により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗
	じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によ
	<u>るものとする。</u>
<u>(削る)</u>	(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具
	を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻た
	ばこの1本に換算する方法
<u>(1)・(2)</u> 略	<u>(2)・(3)</u> 略

# <u>尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成27年尼崎市</u>条例第37号)(第6条関係)

改正後

付 則

付 則

#### 6 略

- (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月</u> 30日まで 1,000本につき4,000 円
- 10 平成31年10月1日前に対象売渡し等 が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売の ため所持する卸売販売業者等又は小売販売業 者がある場合において、これらの者が所得税法 等改正法附則第52条第12項の規定により 製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造 場から移出したものとみなして同項の規定に よりたばこ税を課されることとなるときは、こ れらの者が卸売販売業者等として当該紙巻た ばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等であ る場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級 品の貯蔵場所において、これらの者が小売販売 業者である場合は市内に所在する当該紙巻た ばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者 の営業所において所持されるものに限る。)を 同日に市内に営業所が所在する小売販売業者 に売り渡したものとみなして、これらの者に市 たばこ税を課する。この場合における市たばこ 税の課税標準は、当該売り渡したものとみなさ れる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たば こ税の税率は、1,000本につき1,692 円とする。

#### 6 略

(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月</u>31日まで 1,000本につき4,000円

現行

10 平成31年4月1日前に対象売渡し等が 行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のた め所持する卸売販売業者等又は小売販売業者 がある場合において、これらの者が所得税法等 改正法附則第52条第12項の規定により製 造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級 品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場 から移出したものとみなして同項の規定によ りたばこ税を課されることとなるときは、これ らの者が卸売販売業者等として当該紙巻たば こ3級品(これらの者が卸売販売業者等である 場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品 の貯蔵場所において、これらの者が小売販売業 者である場合は市内に所在する当該紙巻たば こ3級品を直接管理する当該小売販売業者の 営業所において所持されるものに限る。)を同 日に市内に営業所が所在する小売販売業者に 売り渡したものとみなして、これらの者に市た ばこ税を課する。この場合における市たばこ税 の課税標準は、当該売り渡したものとみなされ る紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ 税の税率は、1,000本につき1,262円 とする。

# <平成30年6月定例会>

種	別	条例	番号	議案第67号	所 管	教育相談・特別支援担当
件	名	尼崎市立小学校 関する条例の-	ーー	「立中学校及び尼崎 Eする条例について	市立特別	」支援学校の設置及び管理に

# 内容

# 1 改正理由

尼崎市立尼崎養護学校について、校舎の耐震性の確保及び児童生徒の通学に係る負担軽減等を目的に市内への移転を実施するため、所要の整備を行うとともに、学校の名称を変更するもの。

# 2 改正内容

(1) 名称

「尼崎市立尼崎養護学校」から「尼崎市立あまよう特別支援学校」に改める。

(2) 位置

「西宮市田近野町10番45号」から「尼崎市東難波町2丁目14番40号」に 改める。

3 施行期日

平成31年1月1日

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例

改	工後			現	行	
別表第3		牙	別表第3			
名称	位置		名	称	位	置
尼崎市立あまよう特	尼崎市東難波町2丁		尼崎市立	Z尼崎養護学	西宮市田边	<u> </u>
別支援学校	目14番40号		<u>校</u>		番45号	

# <平成30年6月定例会>

種	別	条例	番号	議案第68号	所(	管	福祉医療課
件	件 名 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について					する条例について	
				内	容		

# 3

# 1 改正理由

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の制定により、児童扶養手当の全部支給所得制限限度額が引き上げられるとともに、その所得の算定方法が見直されるため、当該所得制限限度額等を準用している本市の母子家庭等医療費助成事業に係る所得制限基準額等についても規定の整備を行うもの。

# 2 改正内容

- (1) 母子家庭等医療助成事業に係る所得制限基準額 規則で定めるところにより、児童扶養手当の全部支給所得制限限度額と同額とする。
- (2) 所得の算定方法

規則で定めるところにより、その所得の算定にあたって、公共用地の取得に伴う 土地代金や物件移転料等の控除及び寡婦・寡夫控除(みなし適用を含む)を追加す る。

3 施行期日規則で定める日

#### 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後 現行 (受給資格) (受給資格) 第3条 略 第3条 略 (5) 略 (5) 略 ア 規則で定めるところにより算定した療 ア 療養の給付等が行われた月の属する年 養の給付等が行われた月の属する年の前 の前年の所得の額(児童扶養手当法施行 年の所得の額が児童扶養手当法(昭和3 令(昭和36年政令第405号)第4条 6年法律第238号)第9条第1項の規 第1項に規定する総所得金額等合計額か ら80,000円(同条第2項第1号、 定により児童扶養手当の支給が制限され る場合における同項に規定する受給資格 第2号、第4号又は第5号に規定する者 者の所得の額の最低金額として規則で定 にあっては、80,000円に、当該者 める額未満である者 の区分に応じ当該各号に掲げる額を加算 した額)を控除した額をいう。)が19 0,000円(扶養親族等(所得稅法第 2条第1項第33号に規定する同一生計 配偶者及び同項第34号に規定する扶養 親族をいう。以下同じ。) を有する者に あっては、当該扶養親族等の数に応じ、 規則で定める額を加算した額)未満であ る者

# <平成30年6月定例会>

種	別	条例	番号	議案第69号	所	管	保健部事業推進担当
件 名 尼崎市たばこ対策推進条例について							
				内	容		

# 1 制定理由

たばこに関する様々な課題の解決に向けて、自治のまちづくりの基本理念に基づき、市、市民、事業者等が、相互に協力してたばこ対策に取り組み、その推進を図ることで、健康的にかつ安全で快適に暮らし過ごすことができる地域社会の実現を目指して、尼崎市たばこ対策推進条例を制定するもの。

## 2 主な制定内容

(1) 目的(第1条)

たばこ対策に関する基本的な事項を定め、たばこ対策を総合的かつ計画的に推進し、市民等が健康的にかつ安全で快適に暮らし過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- (2) 市、市民等、事業者の責務(第3条~第6条) 市の責務として、たばこ対策に関する施策を策定し実施することを、また市民等 及び事業者の責務として、その施策に協力することを定める。
- (3) たばこ対策に関する啓発(第7条)

市長は、たばこが健康に及ぼす影響や身体又は財産に被害を及ぼす危険性について啓発を行うことを、また事業者は、その影響や危険性について、従業員等に対して啓発を行うよう努めることを定める。

- (4) 禁煙の支援・受動喫煙の防止等(第8条~第10条) 市長は、禁煙の支援や受動喫煙の防止に努めることを、また市民等及び事業者は、 未成年者の喫煙防止に努めることを定める。
- (5) 路上喫煙の禁止(第11条~第12条) 特に路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域に指定し、 指定された区域内での路上喫煙を禁止することを定める。
- (6) 歩きたばこの禁止(第13条) 市内全域で歩きたばこを禁止することを定める。
- (7) 違反者に対する指導等(第14条) (5)及び(6)に違反している者に対して、必要な指導等を行うことができることを定める。
- 3 施行期日

公布の日。ただし、路上喫煙及び歩きたばこの禁止に係る規定については、平成30年10月1日。

# <平成30年6月定例会>

種	別	条例	番号	議案第70号	所 管	こどもの育ち支援センタ 一担当	
件	件 <b>名</b> 尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を改正する条例について						
	内						

## 1 改正理由

平成31年度開設予定の子どもの育ち支援センター(以下「支援センター」という。)では、発達障害、児童虐待、不登校等の様々な困難や課題を有する子どもに対し、その特性、発達段階、その他の状況に応じ、福祉、保健、教育その他の関連分野が有機的に連携をして、子どもの育ちを切れ目なく総合的かつ継続的に支援を行っていくこととしている。

そのためには、要支援の状態の定義を再整理するとともに、子どもの育ち支援システムを導入し、支援が必要な状態にある子ども又は保護者に係る必要な情報について、目的外利用を可能とする対応が必要であるため、規定の整備を行うもの。

# 2 改正内容

- (1) 「要支援の状態」の定義規定の改正 支援が必要な状態として定義している「要支援の状態」に、「発達支援が必要な 状態」を追加する。
- (2) 要支援の子ども等に関する情報の活用

市長及び尼崎市教育委員会は、支援センターの業務遂行のために必要な情報に限り、その保有する要支援の子ども等の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる規定を追加する。

3 施行期日 公布の日

#### 尼崎市子どもの育ち支援条例

目次

前文

第5章 子どもの育ちを支える仕組み (第1 3条一第18条)

第6章 雑則(第19条—第21条)

(定義)

# 第2条 略

(8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の<u>状態、</u>非行その他の問題行動を行っている状態<u>若しくは発達支援(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第4項に規定する発達支援をいう。)が必要な状態</u>又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

(要支援の子ども等に関する情報の活用)

第18条 市長及び尼崎市教育委員会は、第1 4条第1項本文の規定による支援その他の 要支援の子どもに対する支援を適切に実施 するため必要があると認めるときは、当該支 援の実施に必要な限度において、法令の規定 に従い、その保有する要支援の子ども又はそ の保護者(以下「要支援の子ども等」という。) の属する世帯の構成その他の要支援の子ど も等に関する情報を、その保有に当たって特 定された利用の目的以外の目的のために自 ら利用し、又は相互に提供することができ る。

第19条~第21条 略

目次

前文

第5章 子どもの育ちを支える仕組み(第1 3条一<u>第17条</u>)

第6章 雑則(第18条—第20条)

(定義)

# 第2条 略

(8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態若しくは非行その他の問題行動を行っている状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

第18条~第20条 略

# <平成30年6月定例会>

種	別	条例	番号	議案第71号	所 管	地区施設特命担当	
件	<b>キ 名</b> 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例について						
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

# 1 制定理由

自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築を進める上で、市民が生涯にわたって、教養の向上等を図ることができるとともに、相互に協力して学びを活かした活動をすることができるよう、地区会館と公民館をともに学びと活動を支えるための施設として位置付けるため、条例を制定するもの。併せて、本条例の制定に伴い、「尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例」及び「尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例」を廃止する。

# 2 主な制定内容

(1) プラザの名称及び位置(第3条)

中央北生涯学習プラザ	尼崎市東難波町2丁目14番1号
中央南生涯学習プラザ	尼崎市西御園町93番地の2
小田北生涯学習プラザ	尼崎市潮江1丁目11番1-101号
小田南生涯学習プラザ	尼崎市長洲本通1丁目15番38号
大庄北生涯学習プラザ	尼崎市大島3丁目9番25号
大庄南生涯学習プラザ	尼崎市大庄西町3丁目6番14号
立花北生涯学習プラザ	尼崎市塚口町3丁目39番地の7
立花南生涯学習プラザ	尼崎市大西町1丁目14番5号
武庫東生涯学習プラザ	尼崎市武庫之荘8丁目1番1号
武庫西生涯学習プラザ	尼崎市武庫の里1丁目13番29号
園田東生涯学習プラザ	尼崎市東園田町4丁目12番地の4
園田西生涯学習プラザ	尼崎市食満2丁目1番1号

# (2) 実施事業 (第4条)

プラザの設置目的を達成するための実施事業について定める。

- (3) 利用時間及び使用料等(第5条~第7条) プラザの利用時間等は規則で定めることとし、利用に際しての許可並びに使用料 の徴収、減免及び還付について定める。
- (4) プラザの管理(第11条~第16条) プラザの管理を指定管理者に行わせるため、その指定に係る選定及び指定管理者 が行う業務の範囲等について定める。

# 3 施行期日

平成31年4月1日。ただし、指定管理者に係る規定については公布の日、利用許可及び使用料の徴収等に係る規定については規則で定める日。

#### 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例

現 行

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立地区会館(以下「会館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーション及 び集会の場を提供する施設として会館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 会館の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
尼崎市立武庫地区会館	尼崎市武庫の里1丁目13番29号
尼崎市立小田地区会館	尼崎市長洲本通1丁目15番38号
尼崎市立園田地区会館	尼崎市東園田町4丁目12番地の4
尼崎市立大庄地区会館	尼崎市菜切山町16番地の1
尼崎市立立花地区会館	尼崎市大西町1丁目14番5号
尼崎市立中央地区会館	尼崎市西御園町93番地の2

# (利用時間等)

第4条 会館の利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に会館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

- 第5条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。
  - (1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。
  - (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
  - (3) 会館の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
  - (4) その他会館の管理上支障があるとき。

(使用料)

- 第6条 利用許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
- 2 市長は、第2条に規定する設置の目的(以下「設置目的」という。)に適合した活動を行う

ために会館を利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減 免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

- 第7条 会館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
  - (2) 会館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
  - (3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。
  - (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
  - (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
  - (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する 行為があったとき。
  - (4) その他市長が会館の管理上支障があると認めるとき。
- 2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これ らによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第9条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(会館の管理)

第10条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理 者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる 基準に照らして審査し、会館の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受ける べきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 会館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 会館の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。 (指定管理者の指定等の公告)
- 第13条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を 公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取 り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 利用許可、その取消しその他会館の利用に関すること。
  - (2) 会館の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
  - (3) 会館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、会館の管理を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、会館の管理について必要な事項は、規則で定める。

### 別表

区分			使用料		
			午前9時から午後0	 午後1時から午後5	午後6時から午後9
			時まで	時まで	時まで
尼崎市立武庫地区	也区ホール		12,900円	17, 100円	25,800円
会館	大会議	室	3, 100円	4,200円	6, 200円
	小会議室		1,500円	2,100円	3,100円
	大広間	大広間1及び	2,000円	2,700円	4,100円
		大広間2の使			
		用			
		大広間1の使	1,200円	1,600円	2,400円
		用			

		大広間2の使	800円	1,100円	1,700円
		用	000 1	1, 100  1	1, 100/1
	 和室	M11	800円	1,100円	1,700円
			1,000円	1,400円	2,000円
	教室1		800円		
	教室2			1,200円	1,700円
	料理教室		1,800円	2,500円	3,700円
	音楽室		3, 100円	4,200円	6,300円
尼崎市立小田地区		人工法田	8,300円	10,900円	16,600円
		全面使用	2,500円	3,400円	5,000円
	室	2分の1面使	1,300円	1,700円	2,500円
	用				
	小会議室		1,200円	1,600円	2,400円
	大広間		4, 100円	5,400円	8,200円
	和室		1,200円	1,600円	2,400円
	教室		800円	1,100円	1,600円
	料理教室		1,200円	1,600円	2,400円
尼崎市立園田地区	ホール	1	9,000円	11,900円	18,000円
会館	大会議	全面使用	2,500円	3,400円	5,000円
	室	2分の1面使	1,300円	1,700円	2,500円
		用			
	小会議室		1,200円	1,600円	2,400円
	大広間	全面使用	4,100円	5, 400円	8,200円
		2分の1面使	2,100円	2,700円	4,100円
		用			
	茶室		1,000円	1,200円	1,900円
	教室		800円	1,100円	1,600円
尼崎市立大庄地区			9,000円	11,900円	18,000円
会館	大会議	全面使用	2,500円	3,400円	5,000円
	室	2分の1面使	1,300円	1,700円	2,500円
		用			
	小会議		1,200円	1,600円	2,400円
		全面使用	4, 100円		

,					
		3分の1面使	1,400円	1,800円	2,800円
		用			
	茶室		1,000円	1,200円	1,900円
	教室		800円	1,100円	1,600円
尼崎市立立花地区	立立花地区ホール		9,000円	11,900円	18,000円
	大会譲	全面使用	2,500円	3,400円	5,000円
	室	3分の1面使	900円	1,200円	1,700円
		用			
	小会議室		1,200円	1,600円	2, 400 🏻
	大広間	全面使用	4, 100円	5, 400円	8,200円
		2分の1面使	2,100円	2,700円	4, 100₽
		用			
	茶室		1,000円	1,200円	1,900
	教室		800円	1,100円	1,600
	料理教室		1,200円	1,600円	2,400F
尼崎市立中央地区	エホール		9,000円	11,900円	18, 000F
会館	大 全社	面使用	2, 500円	3,400円	5,000
	会 3分	の1面使用	900円	1,200円	1,700
	議				
	室				
	小会議	室	1,200円	1,600円	2, 400F
	大 全直	面使用	4,100円	5, 400円	8, 200
	広 2分	・の1面使用	2,100円	2,700円	4, 100 P
	間				
	茶室		1,000円	1,200円	1,900
	教室		800円	1,100円	1,600円
	料理教室		1,200円	1,600円	2, 400円

摘要 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

#### 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例

現 行

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条 の規定に基づき、尼崎市立公民館(以下「公民館」という。)の設置及び管理について必要な 事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公民館の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
尼崎市立中央公民館	尼崎市西難波町6丁目14番34号
尼崎市立小田公民館	尼崎市潮江1丁目11番1—101号
尼崎市立大庄公民館	尼崎市大庄西町3丁目6番14号
尼崎市立立花公民館	尼崎市塚口町3丁目39番地の7
尼崎市立武庫公民館	尼崎市武庫之荘8丁目1番1号
尼崎市立園田公民館	尼崎市食満2丁目1番1号

(利用時間等)

第4条 公民館の利用時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、利用時間及び休館日を変更し、又は臨時に公民館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

- 第5条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。
  - (1) 法第23条の規定により禁止されている行為を行うおそれがあるとき。
  - (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
  - (3) 公民館の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
  - (4) その他公民館の管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認める ときは、この限りでない。

(禁止行為)

- 第7条 公民館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
  - (2) 法第23条の規定により禁止されている行為
  - (3) 公民館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
  - (4) その他教育委員会規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用 許可の条件を変更することができる。
  - (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
  - (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
  - (3) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
  - (4) その他教育委員会が公民館の管理上支障があると認めるとき。
- 2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これ らによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第9条 自己の責めに帰すべき事由により公民館の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(尼崎市公民館運営審議会)

- 第10条 法第29条第1項の規定に基づき、尼崎市公民館運営審議会(以下「審議会」という。) を置く。
- 2 審議会の委員の定数は、12人以内とする。
- 3 委員の委嘱は、次の各号に掲げる者のうちから行うものとする。
  - (1) 社会教育の関係者
  - (2) 学校教育の関係者
  - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (4) 学識経験者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### (委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 別表

区分		使用料						
		午前9時から午後0時	午後1時から午後5時	午後6時から午後9時				
	1	まで	まで	まで				
尼崎市立中央公民	大ホール	5, 460円	6, 300円	9, 420円				
館	小ホール	3,480円	4, 320円	6, 300円				
	11号室	660円	1,140円	1,500円				
	12号室	660円	1,140円	1,500円				
	13号室	2,400円	2,700円	3, 960円				
	21号室	660円	1,140円	1,500円				
	22号室	540円	960円	1,080円				
	23号室	540円	960円	1,080円				
	24号室	660円	1,140円	1,500円				
	25号室	660円	1,140円	1,500円				
	26号室	660円	1,140円	1,500円				
	27号室	660円	1,140円	1,500円				
	31号室	660円	1,140円	1,500円				
	視聴覚室	1,920円	2,580円	3,480円				
公民館(尼崎市立中	ホール	3, 180円	4, 320円	5, 460円				
央公民館を除く。)	小学習室	540円	960円	1,080円				
	学習室	660円	1,140円	1,500円				
	和室	660円	1,140円	1,500円				
	実習室	1,200円	1,740円	2,580円				

摘要 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)

が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

種	別	条例	番号	議案第72号	所 管	地区施設特命担当
件	名	尼崎市指定管理	<b>里者選定</b> 多	委員会条例の一部を	と改正する	る条例について
				内	容	

#### 1 改正理由

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例を制定するに当たり、尼崎市立生涯学習プラザ(以下「プラザ」という。)を公募による指定管理者を選定する施設に位置付けるため、規定の整備を行うもの。

#### 2 改正内容

#### (1) 対象施設の追加

尼崎市指定管理者選定委員会が指定管理者の選定に関する事項を調査審議する 対象施設に中央南生涯学習プラザ(現中央地区会館)を除く各プラザを追加する。 なお、同地区にあるプラザについては地区ごとに一の指定管理者対象施設とみな す。

#### (2) 選定委員会の設置単位

中央、小田及び大庄地区にあるプラザ、また立花、武庫及び園田地区にあるプラザをそれぞれ一の施設とみなし、当該施設ごとに選定委員会を設置する。

# 3 施行期日

公布の日

#### 尼崎市指定管理者選定委員会条例

改正後	現の行
別表第1	別表第1
1~8 略	1~8 略
9 尼崎市立中央北生涯学習プラザ(以下「中	
央北生涯学習プラザ」という。)_	
10 尼崎市立小田北生涯学習プラザ及び尼崎	
市立小田南生涯学習プラザ(以下「小田生涯	
学習プラザ」という。)_	
11 尼崎市立大庄北生涯学習プラザ及び尼崎	
市立大庄南生涯学習プラザ(以下「大庄生涯	
学習プラザ」という。)_	
12 尼崎市立立花北生涯学習プラザ及び尼崎	
市立立花南生涯学習プラザ(以下「立花生涯	
学習プラザ」という。)_	
13 尼崎市立武庫東生涯学習プラザ及び尼崎	
市立武庫西生涯学習プラザ(以下「武庫生涯	
学習プラザ」という。)	
14 尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎	
市立園田西生涯学習プラザ(以下「園田生涯	
学習プラザ」という。)_	
<u>15~30</u> 略	<u>9~24</u> 略
備考 第3項、第5項、第10項から第14項	備考 第3項、第5項、 <u>第13項、第14項、</u>
まで、第19項、第20項、第23項、第2	第17項、第18項、第20項及び第22項
<u>4項、第26項及び第28項</u> に掲げる施設は、	に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定
これらの項ごとに一の指定管理者対象施設と	管理者対象施設とみなす。
みなす。	
別表第2	別表第2
1~3 略	1~3 略
4 中央北生涯学習プラザ、小田生涯学習プラ	
<u>ザ及び大庄生涯学習プラザ</u>	

<u>6~18</u> 略

及び園田生涯学習プラザ

備考 第3項から第5項まで、第10項、第1 3項、第14項及び第16項に掲げる施設は、 これらの項ごとに一の施設とみなす。

立花生涯学習プラザ、武庫生涯学習プラザ

<u>4~16</u> 略

備考 第3項<u>、第8項、第11項、第12項及び第14項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。

種	別	条例	番号	議案第73号	所 管	地区施設特命担当
件	件 名 尼崎市役所支所設置条例を廃止する条例について					
内容						

#### 1 廃止理由

現行の支所については、本条例において「地域における協働のまちづくり及びコミュニティの創造の拠点並びに保健及び福祉に関するサービスその他行政サービスの提供の場」と位置付けている。

しかしながら、地域振興体制の再構築の取組を進める中で、地区会館と公民館を学びと活動を支えるための施設として新たに条例制定すること、また証明コーナーの廃止や保健福祉業務が集約再編されたことに伴い、本条例を廃止するもの。

# 2 施行期日

平成31年4月1日

#### 尼崎市役所支所設置条例

#### 現 行

地域における協働のまちづくり及びコミュニティの創造の拠点並びに保健及び福祉に関するサービスその他行政サービスの提供の場として、次表の左欄に掲げる地区ごとに、同表の右欄に掲げる施設を設置する。

	地区	施	設
名称	区域	名称	位置
中央地区	大高洲町、開明町1~3丁目、神田北通1~9丁目、神田中	中央支所	尼崎市開明町
	通1~9丁目、神田南通1~6丁目、北城内、北大物町、北		2丁目1番地 <i>0</i>
	竹谷町1~3丁目、北初島町、玄番北之町、玄番南之町、		1
	汐町、昭和通1~9丁目、昭和南通3~9丁目、大物町1・2		
	丁目(県道昭和東本町線以東で市道神崎尼崎線の2以北		
	の1丁目の区域並びに市道神崎尼崎線の2、市道第1号線		
	及び大物川緑地で囲まれた1丁目の区域を除く。)、竹		
	谷町1~3丁目、建家町、築地1~5丁目、寺町、中在家町		
	1~4丁目、西海岸町、西桜木町、西大物町、西高洲町、		
	西難波町1~6丁目、西本町1~8丁目、西本町北通3~5丁		
	目、西松島町、西御園町、西向島町、東海岸町、東桜木		
	町、東大物町1・2丁目(県道昭和東本町線以東の1丁目		
	の区域を除く。)、東高洲町、東難波町1~5丁目、東初		
	島町、東浜町、東本町1~4丁目、東松島町、東御園町、		
	東向島西之町、東向島東之町、扶桑町、船出、御園町、		
	南城内、南竹谷町1~3丁目、南初島町、宮内町1~3丁目、		
	蓬川荘園		
小田地区	今福1・2丁目、梶ケ島、神崎町、金楽寺町1・2丁目、杭/	小田支所	尼崎市長洲。
	瀬北新町1~4丁目、杭瀬寺島1・2丁目、杭瀬本町1~3丁		通1丁目6番1
	目、杭瀬南新町1~4丁目、久々知1~3丁目、久々知西町		号
	1・2丁目、潮江1~5丁目、下坂部1~4丁目(市道小園区		
	画第7号線以北の4丁目の区域を除く。)、常光寺1~4丁		
	目、善法寺町、大物町1丁目(県道昭和東本町線以東で		
	市道神崎尼崎線の2以北の区域並びに市道神崎尼崎線の		
	2、市道第1号線及び大物川緑地で囲まれた区域に限		
	る。)、高田町、次屋1~4丁目、長洲中通1~3丁目、長		

		1
	洲西通1・2丁目、長洲東通1~3丁目、長洲本通1~3丁目、	
	西川1・2丁目、西長洲町1~3丁目、額田町、浜1~3丁目、	
	東大物町1丁目(県道昭和東本町線の西側の区域を除	
	く。)、名神町3丁目、弥生ケ丘町	
大庄地区	稲葉荘1~4丁目、稲葉元町1~3丁目、扇町、大島1~3丁大庄支所	尼崎市大庄西
	目、大庄川田町、大庄北1~5丁目、大庄中通1~5丁目、	町3丁目17番
	大庄西町1~4丁目、大浜町1・2丁目、琴浦町、水明町、	11号
	末広町1・2丁目、崇徳院1~3丁目、鶴町、道意町1~7丁	
	目、中浜新田、中浜町、菜切山町、西、西立花町2~5丁	
	目(2丁目の1~13番、15~19番及び28~32番の区域並び	
	に3丁目の1~11番、15番及び16番の区域を除く。)、浜	
	田町1~5丁目、東、東大島、平左衛門町、又兵衛、丸島	
	町、武庫川町1~4丁目、元浜町1~5丁目、蓬川町	
立花地区	大西町1~3丁目、尾浜町1~3丁目、上ノ島町1~3丁目、立花支所	尼崎市栗山町
	栗山町1・2丁目、三反田、三反田町1~3丁目、立花町1	2丁目24番3号
	~4丁目、塚口、塚口町1~6丁目、塚口本町1~7丁目、	
	富松町1~4丁目、七松、七松町1~3丁目、西立花町1~3	
	丁目(2丁目の14番、20~27番及び33~35番の区域並び	
	に3丁目の12~14番及び17~20番の区域を除く。)、東	
	七松町、東七松町1・2丁目、水堂町1~4丁目(4丁目の1	
	~10番、11番(市営水堂第1住宅の敷地部分を除く。)	
	及び12~20番の区域を除く。)、南塚口町5~8丁目(市	
	道主43上坂部栗山線以北の5・6丁目の区域を除く。)、	
	南七松町1・2丁目、南武庫之荘2・3丁目、武庫之荘東2	
	丁目、武庫之莊本町3丁目(市道武庫第三区画第86号線、	
	武庫第三区画第96号線及び武庫第三区画第99号線に沿	
	接する水路の西側の区域を除く。)、名神町1・2丁目	
武庫地区	常松1・2丁目、常吉1・2丁目、西昆陽1~4丁目、水堂町武庫支所本	尼崎市武庫の
	4丁目(11番(市営水堂第1住宅の敷地部分に限る。)の館	里1丁目13番
	区域を除く。)、南武庫之荘1・4~12丁目、武庫町1~4	29号
	丁目、武庫の里1・2丁目、武庫之荘1~9丁目、武庫之荘武庫支所分	尼崎市武庫元
	西2丁目、武庫之荘東1丁目、武庫之荘本町1~3丁目(市館	町1丁目33番9
	道武庫第三区画第86号線、武庫第三区画第96号線及び武	号

	庫第三区画第99号線に沿接する水路以東の3丁目の区域	
	を除く。)、武庫元町1~3丁目、武庫豊町2・3丁目	
園田地区	猪名寺1~3丁目、上食満、上坂部1~3丁目、瓦宮1・2丁園田支所	尼崎市御園
	目、口田中1・2丁目、食満1~7丁目、小中島、小中島1	丁目23番8号
	~3丁目、椎堂1・2丁目、下食満、下坂部4丁目(市道小	
	園区画第7号線の南側の区域を除く。)、田能1~6丁目、	
	塚口本町8丁目、戸ノ内、戸ノ内町1~6丁目、中食満、	
	若王寺1~3丁目、東園田町1~9丁目、東塚口町1・2丁目、	
	御園1~3丁目、南清水、南塚口町1~6丁目(市道主43上	
	坂部栗山線の南側の5・6丁目の区域を除く。)	

種	別	条例	番号	議案第74号	所 管	建築指導課
件	名	尼崎市塚口北地 いて	也区地区	計画の区域内におり	ける建築	物の制限に関する条例につ

#### 内容

#### 1 制定理由

尼崎市塚口北地区地区計画については、地区の良好な住環境の保全及び形成を図ることを目標として、地区の土地所有者等によるまちづくり協議会からの計画提案を受けて、尼崎市都市計画審議会による審議等、所定の手続きを経て都市計画決定されたところである。この地区計画で定められた事項のうち、特に重要な事項について、建築基準法に基づく建築確認の審査や、違反に対する罰則及び是正指導等の対象とすることで、地区計画の実現を担保するため、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例を制定するもの。

#### 2 主な制定内容

- (1) 適用区域及び地区の区分 裏面別図のとおり
- (2) 建築物の用途の制限

次表に掲げる建築物を建築してはならない。

地区	建築を制限する建築物	建築してはならない建築物の例
A地区	法別表第2(い)項第5	神社、寺院、教会等
A地区	号に掲げる建築物	
	法別表第2(い)項第5	神社、寺院、教会、物品販売業を営む店
B地区	号に掲げる建築物及び	舗・飲食店(第1種低層住居専用地域で
D地区	(は)項第5号に掲げる	建築可能な兼用住宅を除く。)、銀行支
	建築物	店等
	法別表第2(い)項第5	神社、寺院、教会、工場(第2種中高層
C地区	号に掲げる建築物及び	住居専用地域で建築可能なパン屋等を除
し地区	(に)項第2号から第8	く。)、ボーリング場、スケート場、水
	号までに掲げる建築物	泳場、ホテル、旅館等

(3) 建築物の高さの最高限度

B地区:高さ12m、C地区:高さ15m

(4) 建築物の敷地面積の最低限度

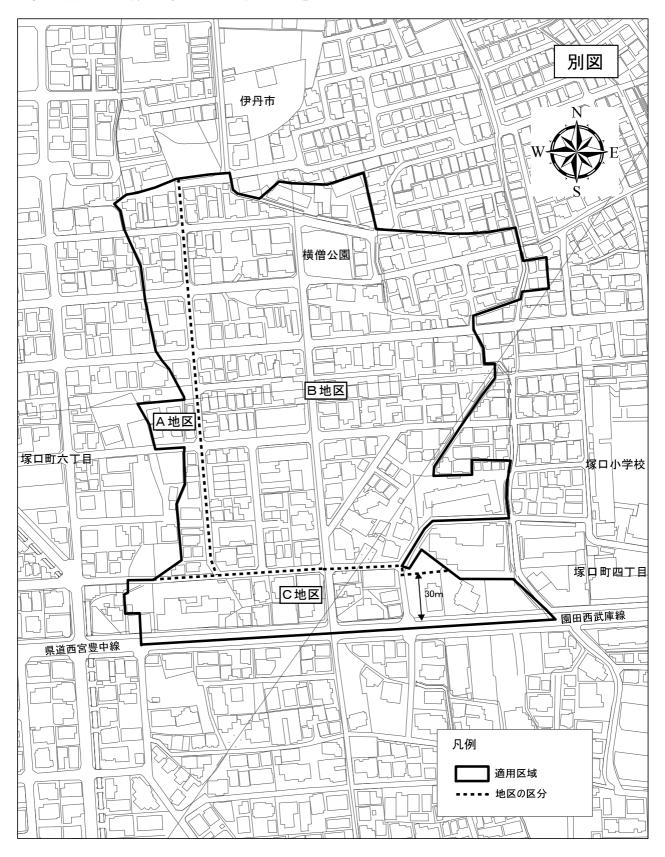
A地区:130㎡、B地区及びC地区:100㎡

(5) 壁面の位置の制限

建築物から道路境界線までの距離は1 m以上、隣地境界線までの距離は50 cm (地盤面上10 mを超える部分は1 m)以上でなければならない。(敷地面積が100 m<sup>2</sup>以上の場合に限る。)

3 施行期日 平成30年8月1日

# 塚口北地区(約6.6ha)地区計画区域図



種	別	条例	番	号	議案第75号	所	管	公営企業局ボートレース 事業部施設整備担当
件	名	尼崎市モーター いて	ーボー	ートタ	競走場施設改修工	事請	負等	事業者選定委員会条例につ

### 内

#### 1 制定理由

設計・施工一括発注方式によるモーターボート競走場施設改修工事の事業者選定を 適切に実施するにあたり、公営企業管理者の付属機関として、尼崎市モーターボート 競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会を設置するため、条例を制定するもの。

#### 2 主な制定内容

#### (1) 設置 (第1条)

モーターボート競走場における施設の改修等の工事の設計業務の委託及び当該工事の請負に係る契約で公営企業管理者が別に定めるものの相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、公営企業管理者の付属機関として、尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会を置く。

#### (2) 組織(第2条)

ア 委員会は、委員5人以内で組織する。

- イ 委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。
- ウ 委員は、事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱される ものとする。
- 3 施行期日

公布の日

種	別	その他	番号	議案第76号	所 管	ひと咲き施設整備担当
件	名	工事請負契約は	こついて	(旧聖トマス大学 1	号館解係	本撤去工事)

内容

- 1 契約の相手方尼崎市鶴町1番地河本工業株式会社 代表取締役 笠原 一郎
- 2 契約金額152,496,000円(※金額は消費税等相当額8%を含む。)
- 3 契約の方法一般競争入札(制限付)
- 4 開札年月日 平成30年4月13日
- 5 工事内容
  - 1号館及び渡り廊下解体撤去工事 鉄筋コンクリート造り 5階建て 1棟 延べ面積 約4,698平方メートル 外構解体撤去工事 樹木、花壇、フェンス等 その他解体撤去付帯工事 電気・機械設備解体撤去及び敷地整地等
- 6 工期契約締結の日から平成31年3月20日まで

## 開札結果表

開札年月日 平成30年4月13日 件 旧聖トマス大学1号館解体撤去工事 名 落札者名 落 札 金 額 河本工業㈱ 141, 200, 000円 予 定 価 格 147,800,000円 最低制限価格 132,666,000円 札 者 第1回目入札金額(円) 入 名 河本工業(株) 決定 141, 200, 000 (株)サージ・コア ※予定価格超過 148, 050, 000 三永建設興業㈱ ※予定価格超過 153, 000, 000 ㈱オカモト・コンストラクション・ ※予定価格超過 156, 000, 000 システム ㈱菊田工務店 164,000,000 ※予定価格超過 大松建設(株) 168, 240, 000 ※予定価格超過 苅田建設工業㈱ ※最低制限価格抵触 127, 000, 000 丸協産業㈱ 129, 870, 000 ※最低制限価格抵触

(※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。)

種	別	その他	番号	議案第77号	所	管	公有財産課
件	名	旧慣による公律	<b>す財産の</b> 値	吏用権の廃止につい	いて		
					_		

# 内

#### 1 使用権廃止の理由

大庄第11号線道路整備事業に伴い、旧来の慣行により使用している公有財産の一部を道路用地として供するため。

#### 2 使用権を廃止する財産

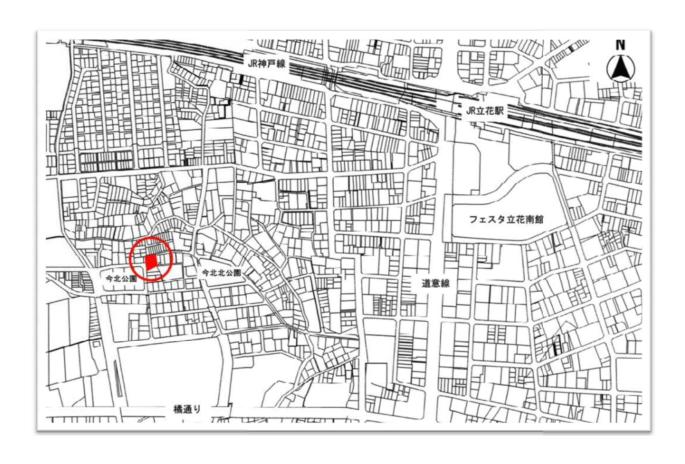
所在地番	地目	面積	使用部落
尼崎市西立花町2丁目	墓地	268. 47㎡のうち73. 51㎡	今北村
727番	<b>圣</b> 地	200.47110797573.3111	一 7 46作3

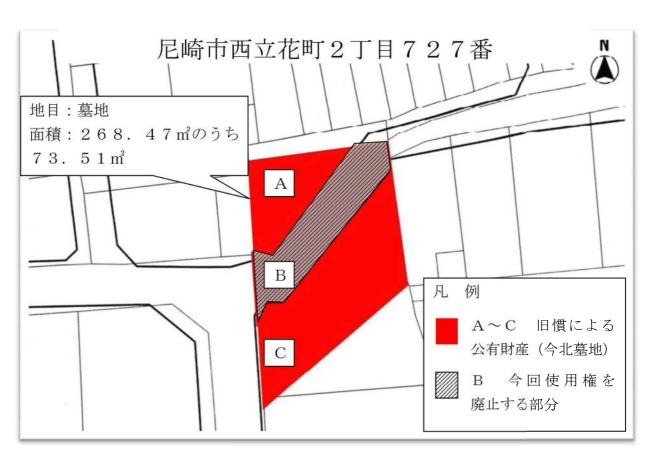
位置等は別図のとおり

## 【参考】

- ○旧来の慣行(旧慣)により使用している公有財産 明治22年の市制町村制施行以前からの慣行により特定の住民に使用する権利が 認められた公有財産のこと。
- ○地方自治法第238条の6第1項

旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。





種	別	その他	番号	議案第78号	所	管	大規模市有地活用担当
件	名	市有地の売払レ	いについ	7			
				rth	숬		

1 売払いの目的

尼崎市立啓明中学校跡地の一部を住宅開発用地等として活用するため

市有地の所在地、地目及び面積 2

所在地番	地目	面積
尼崎市大庄西町4丁目46番1	学校用地	12, 988. 54 m <sup>2</sup>

売払いの金額

1, 263, 784, 942円

4 売払いの相手方

大阪市北区芝田1丁目1番4号

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 若林 常夫

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 辻 範明

5 選定方法

最低売却価格を設定し、提案内容の評価及び価格を総合的に評価し、優先交渉権者 を選定した。

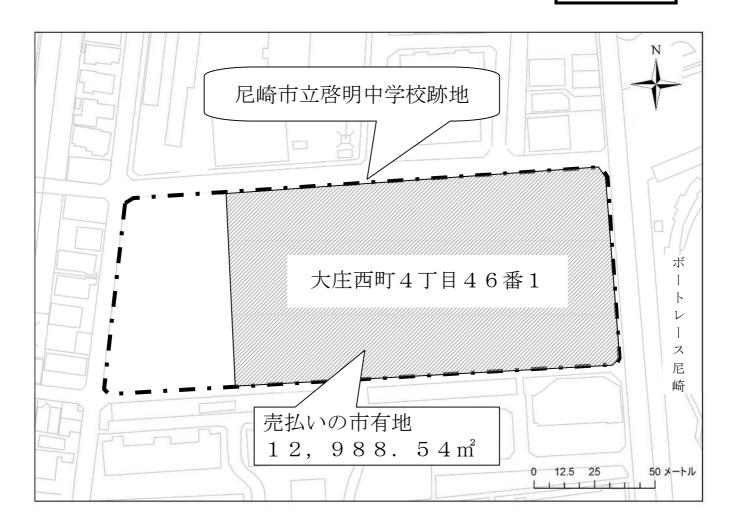
(1) 最低壳却価格

1 ㎡あたり97,300円

(2) 選定

応募があった1事業者の提案について、啓明中学校敷地活用事業者選定委員会に て書類審査とヒアリングを実施した結果、当該事業者を優先交渉権者として選定。

# 別図



種	別	その他	番号	議案第79号	所 管	特別処理担当
件	名	和解について	(抹消登記	己手続承諾請求控詞	京事件)	
				内	容	

#### 1 和解理由

本事件は、本市が行った本件各土地に対する差押処分等が無効であるから、原告(控訴人)が本件各登記名義人の被相続人への所有権移転登記等の抹消登記手続をすることにつき、本市の承諾を求め、提訴されたものである。

平成29年10月17日、神戸地方裁判所尼崎支部において、原告の請求を棄却する判決の言渡しがなされたが、これを不服として、控訴人は、同年11月2日に大阪高等裁判所へ控訴を申し立て、第一審判決の取消しを主張した。

その後、控訴人から和解を検討したい旨の申出があり、大阪高等裁判所のもと協議を進め、裁判所からも和解に向け強く働きかけがなされるなか、平成30年4月26日に裁判所から和解条項案が提示された。

和解条項案は本市の主張に沿うものであり、和解に応じることは、結果として早期に本市差押不動産の公売と同様の効果が得られるとともに、今後の税収確保などにもつながるものと判断できるため、議決を求めるもの。

#### 2 当事者

(1) 控訴人

(2) 被控訴人

尼崎市 代表者 尼崎市長 稲村和美

- 3 和解条項の概要
  - (1) 利害関係人( ) は、被控訴人に対し、固定資産税等の第3 者納付として、1億2500万円を、平成31年3月31日限り、被控訴人に持参 又は送金して支払う。
  - (2) 被控訴人は上記(1)の金銭の受領と引換えに、控訴人に対し、本件各土地についてした各差押登記に関し、支払日における差押解除を原因とする抹消登記手続をする。
  - (3) 控訴人は、その余の請求を放棄する。
  - (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

種	別	その他	番号	議案第80号	所 管	生活衛生課
件	名	工事請負契約は	こついて	(弥生ケ丘斎場火葬	华炉設備均	曽設工事)
				内	灾	

1 契約の相手方

富山市奥田新町12番3号 株式会社宮本工業所 代表取締役 宮本 芳樹

- 2 契約金額
  - 168,480,000円(※金額は消費税等相当額8%を含む。)
- 3 契約の方法
  - 一般競争入札 (制限付)
- 4 開札年月日 平成30年4月18日
- 5 工事内容

火葬炉設備増設工事

設置炉数 火葬炉2基燃焼設備工事 一式通風設備工事 一式排ガス冷却設備工事 一式排ガス処理設備工事 一式

電気計装設備工事 一式

その他付帯設備工事 一式

6 工期

契約締結の日から平成31年3月20日まで

# 開札結果表

開札年月日 平成30年4月18日 件 名 弥生ケ丘斎場火葬炉設備増設工事 落札者名 ㈱宮本工業所 落 札 金 額 156,000,000円 166, 140, 000円 最低制限価格 予 定 価 格 149,526,000円 第1回目入札金額(円) 入 札 者 名 決定 ㈱宮本工業所 156, 000, 000

(※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。)

種	別	その他	番号	議案第81号	所 管	大庄地域振興センター
件	名	工事請負契約の	変更に~	ついて(大庄支所・	・地区会館	官複合施設新築工事)
					_	

### 内

#### 1 変更理由

工事着手後、杭打ち工事の実施にあたり、地中から障害物が発見されたため、その 処分等を行うため、工事請負契約を変更するもの。

2 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎

3 契約金額

変更前 620,784,000円 変更後 631,113,120円 増 額 10,329,120円 (※金額は消費税等相当額8%を含む。)

- 4 変更内容 地中障害物の処分等
- 5 契約工期

平成29年10月16日から平成31年1月8日まで(変更なし)

種	別	その他	番号	議案第82号	所 管	住宅整備担当			
件	名	事業契約の変更	見について	て(市営武庫3住宅	第1期建	替事業)			
	ф. — — — — — — — — — — — — — — — — — — —								

#### 1 変更理由

時友住宅第3次工区の7~10号棟及び付属ポンプ室の解体工事に先立つ事前調査において、アスベスト含有材使用状況調査を実施したところ、外壁仕上げ材等の一部にアスベストが含まれていることを確認した。

そのため、解体工事に先立ち、外壁仕上げ材等のアスベストの除去工事を増工する 必要が生じたことから、事業契約の変更を行うもの。

#### 2 契約の相手方

株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション及び株式会社セノオ商会を構成企業とするグループ

代表企業 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎

#### 3 契約金額

変更前 5, 353, 030, 400円 変更後 5, 494, 834, 400円 増 額 141, 804, 000円

※ 金額は消費税等相当額8%を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費 に一部消費税等対象外経費あり。

#### 4 変更内容

時友住宅10号棟及び付属ポンプ室1棟の外壁仕上げ材等のアスベスト含有建材 の除去工事の増工

#### 5 契約期間

変更前 平成26年10月8日から平成31年1月31日まで 変更後 平成26年10月8日から平成31年3月31日まで 延 長 59日間

種	別	その他	番号	議案第83号	所 管	道路維持担当
件	名	工事請負契約の	変更に~	ついて(港橋耐震補	捕強(その	01) 工事)
				内	容	

#### 1 これまでの経緯

本工事は、平成28年6月議会において議決を受けたものである。これまでの契約変更については、次のとおりである。

MIXXIC DV-CVX, MVDC40 9 CW/00								
	契約金額	契約工期						
平成28年6月議会	232, 675, 200 円	H28. 6. 27~H29. 3. 20						
平成29年2月議会	313, 519, 680 円	H28. 6. 27~H29. 9. 30						
	(80,844,480 円増)	(6か月工期延長)						
工事着手前に当初想定	していた施工ヤードの	強度不足が判明したた						
め、港湾管理者と協議	し北堀運河内に仮設構台	を設置したもの						
平成 29 年 9 月	313, 519, 680 円	H28. 6. 27∼H30. 3. 31						
(工期のみの変更で議	(増減なし)	(6 か月工期延長)						
決事項にあたらない)								
仮設構台の施工中に支持地盤の強度不足が判明したため、工事を一								
時中止し、安全性確認の	のために地盤調査、構造	計算等を行ったもの						
平成 29 年 12 月議会	430, 349, 760 円	H28. 6. 27∼H30. 3. 31						
	(116,830,080 円増)							
掘削土の仮置き場の増工、鋼矢板仮締切の施工実績をもとにした施								
工歩掛の見直し及び工	事一時中止期間中の経費	やを増工したもの						
平成 30 年 3 月	458, 335, 800 円	H28. 6. 27∼H30. 8. 31						
専決処分	(27, 986, 040 円増)	(5か月工期延長)						
5か月の工期延長に伴う仮設鋼材等の賃料を増工したもの								
	平成28年6月議会 平成29年2月議会 工事着手前に当初想定め、港湾管理者と協議 平成29年9月 (工期のみの変更で議 決事項にあたらない) 仮設構台の施工中に支 時中止し、安全性確認 平成29年12月議会 掘削土の仮置き場の増 工歩掛の見直し及び工 平成30年3月 専決処分	平成 28 年 6 月議会232, 675, 200 円平成 29 年 2 月議会313, 519, 680 円 (80, 844, 480 円増)工事着手前に当初想定していた施工ヤードのめ、港湾管理者と協議し北堀運河内に仮設構台平成 29 年 9 月 (工期のみの変更で議 (増減なし)313, 519, 680 円 (増減なし)(工期のみの変更で議 (増減なし)決事項にあたらない)(増減なし)仮設構台の施工中に支持地盤の強度不足が判時中止し、安全性確認のために地盤調査、構造平成 29 年 12 月議会430, 349, 760 円 (116, 830, 080 円増)堀削土の仮置き場の増工、鋼矢板仮締切の施工歩掛の見直し及び工事一時中止期間中の経費平成 30 年 3 月 専決処分458, 335, 800 円 (27, 986, 040 円増)						

#### 2 変更理由

(1) 鋼矢板仮締切の施工方法変更による増工

当初設計では、鋼矢板仮締切を行った後、締切内の水位を現況地盤面まで下げ、機械により土の掘削を行いながら鋼矢板を補強する切梁・腹起しを設置し、その後に、鋼管杭を打設し、橋脚をコンクリートで巻立てする計画であった。しかしながら、今回、鋼矢板仮締切内の水位を下げはじめた際に、矢板が内側に傾く挙動を示し、矢板天端の許容変位量90ミリメートルに対し、最大161ミリメートルの変位が発生したため、作業を一旦中止し、対策方法を検討した。その結果、締切内の水位を現況地盤まで一気に下げる計画を断念し、組立台船を仮締

切の内側と外側に浮かべて特殊クレーンを設置し、水位を徐々に下げながら切梁・腹起しの設置を行う方法に変更するもの。

当該変更にあたっては、約3千万円の費用の増額及び約4か月の工期延長が必要となる。

(2) 掘削工の施工方法変更による増工

締切内の土の掘削について、当初、機械を設置して掘削する計画であったが、 締切内の水位を徐々に下げながら人力での掘削工法に変更するもの。

当該変更にあたっては、約4千万円の費用の増額及び約2か月の工期延長が必要となる。

(3) 鋼管杭の施工方法の変更による増工

当初計画では、土の掘削を完了した後に、切梁の一部を撤去したうえで施工スペースを確保し、鋼管杭を施工する計画としていたが、締切内の安定を図る上で、切梁を存置する必要があるため、限られたスペース内での施工となることから施工手間が大幅に増加することによる増額が発生するもの。

当該変更にあたっては、約1千万円の費用の増額及び約1か月の工期延長が必要となる。

3 契約の相手方

尼崎市崇徳院2丁目55番地 株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣

4 契約金額

変更前458, 335, 800円変更後539, 239, 680円増額80, 903, 880円

(※ 金額は消費税等相当額8%を含む。)

5 契約工期

変更前 平成28年6月27日から平成30年8月31日まで 変更後 平成28年6月27日から平成31年3月30日まで 延 長 211日間

6 今後の予定

平成30年度末に賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドによる増額変更を 見込んでいる。

種	別	その他	の他番号議		所	管	消防局企画管理課
件	名	物件の買入れば	こついて	(救助工作車(Ⅱ酉	겥))		
					_		

### 内容

1 買入れの目的

交通事故や火災等の救助活動が必要な現場に出動している救助工作車が、経年劣化していることから、消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため、現有車両を更新するもの。

- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買入れの金額129,384,000円(※ 金額は消費税等相当額8%を含む。)
- 4 買入れの相手方 大阪市淀川区西宮原2-1-3-1401 キンパイ商事株式会社 代表取締役 松浦 英男
- 5 買入れ物件の内容 救助工作車(Ⅱ型) 1台
- 6 納期 平成31年2月15日

# 開 札 結 果 表

			開札年月日	平成30年5月7日			
件名			救助工作車(Ⅱ型)				
落 札 者 名	キンパイ商事	(株)	落 札 金 額	119, 800, 000円			
予定価格	121, 296, 267	'円	最低制限価格				
見積	者名	第1回	目見積金額(円)				
キンパイ商事(株)		11	19, 800, 000	決定			
大槻ポンプ工業(杉	朱)	12	23, 500, 000	※予定価格超過			
(株)モリタ関西ラ	支店	12	23, 800, 000	※予定価格超過			
(株)吉谷機械製作	作所	12	24, 700, 000	※予定価格超過			
日本機械工業(株)	大阪営業所	12	24, 900, 000	※予定価格超過			
平和機械 (株)		12	25, 300, 000	※予定価格超過			
長野ポンプ(株)力	大阪営業所	13	30, 000, 000	※予定価格超過			

(※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。)